

基本計画

I 施策体系図

II 基本計画



I

施策体系図

将来像

誰もが輝く
住みよいまち

ひと・環境がやさしく結びあうしめ

基本目標（政策）

人・地域づくり

1



人と地域が
にぎわうまち

子ども

2



未来の担い手と
共に育つまち

健康・福祉

3



人にやさしく
健やかなまち

自然環境

4



自然にやさしい
エコのまち

防犯・防災・住環境

5



安全で快適に
暮らせるまち

行政

6



住民と行政が
共に創るまち



施策

★ 前期<<平成23年度～27年度>>重点施策

1	志（こころ）ある人づくり	人権・男女共同参画
2	スポーツ・文化活動の促進	スポーツ・文化活動
3	文化財・伝統文化の保存と活用	町の歴史
4	地域活動・住民活動の支援	地域・住民活動
5	産業の支援	産業

6	子どもの権利保障	子どもの権利保障
7	★子育て支援の充実	子育て支援
8	義務教育の充実	小中学校
9	子どもの健全育成	子どもの健全育成

10	★健康づくりの推進	健康
11	★高齢者福祉の充実	高齢者
12	障害者福祉の充実	障害者
13	助け合う福祉活動の支援	その他の福祉
14	適切な医療の確保	国民健康保険

15	自然環境の保全	自然環境
16	循環型社会の構築	ごみ・リサイクル
17	省エネ・新エネの推進	省エネ・新エネ

18	防犯対策の推進	防犯
19	防災対策の推進	防災
20	交通安全の推進	交通安全
21	良好な住環境の保全	騒音・悪臭・公害
22	快適な生活基盤の整備	道路・公園・水路・上下水道
23	計画的な土地利用の推進	都市計画

24	情報共有の推進	情報公開・広聴
25	★協働のまちづくりの推進	協働
26	★財政の安定化・健全化の推進	町財政
27	効率的・効果的な行政運営	行政運営
28	町民から信頼される職員づくり	町職員人材育成

基本構想

基本計画

1

2

3

4

5

6

用語解説

資料編

II

基本計画の見方



政策

将来像を実現するための分野別の基本方針です。



施策

将来像を実現するための政策課題として設定した基礎単位です



施策の目的

「施策」が目指す姿(目的)です。

基本計画

政策 1

人と地域がにぎわうまち

施策 1 志(こころ)ある人づくり

施策の目的

性別や年齢に捉われずに、互いに認め合います



人権を尊重する町民のつどい



現状

「施策」の現状を示しています。

現 状

- 近年、本町では、人口増加とともに多様な価値観を持った人が増え、家庭・地域・職場での人権に関する問題が多様化しています。町民意識調査では、「この1年間に人の言動で傷つけられたことがある」と答えた方は、若い世代に多くみられました(18~29歳では35.9%)。また、「ある」と答えた方に「それはどのようなことでしたか」と質問したところ、どの世代でも「プライバシー侵害」と答えた方が多くみられました(全世代平均で29.4%)。
- 男女がお互いを尊重し合い、あらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、責任や喜びを分かち合う「男女共同参画社会」づくりとしては、国や県で相談体制の組織化を進め、充実させてきています。しかし、性別による役割分担の考え方や意識による習慣や慣行について、町民意識調査でも「男女差別」「DV(配偶者等からの暴力)」があると回答された方がいるように(全世代平均で男女差別6.7%、DV3.4%)、家庭・地域・職場などあらゆる分野で、依然として残っているように見受けられます。
- 高齢者や障害者に対する虐待についても、「介護保険制度などにより相談・見守り体制の組織化を図ってきています。

今後の状況変化

- 今後も人口が増加し、多様な価値観を持った人が増え、人権に関する意識も変化していくと思われます。また、都市化が進むことで隣人とコミュニケーションを図るのもさらに難しくなり、人権侵害などが表面化しにくくなると思われま
- ICT(情報通信技術)の発達により、コミュニケーションの取り方が変わってくると思われ、ネット上での誹謗中傷など新たな人権侵害が発生してくるものと思われま

課 題

- 若い人を中心とした人権に関する啓発
- 相談体制の周知(人権・虐待・DV等)
- 男女が共に家庭・地域・職場などで参画できる環境づくり
- 女性に対する暴力の根絶

課題

「施策」の課題を示しています。



今後の状況変化

「施策」の今後5年間の状況変化を示しています。





役割分担

「協働」によるまちづくりの具体策としてそれぞれが担うべき役割を示しています。



成果指標

「施策」が目指す姿(目的)の達成度を表す指標(モノサシ)です。

役割分担

町民	●町民は、性別や年齢・職業・役職に問わず、互いに認め合う意識を持つ努力をします。
地域・団体 事業所	●地域は、コミュニケーションを図りながら、関係機関と協力します。 ●事業所は、男女が共に参画しやすい環境づくりに努めます。
行政 (町のみなさん)	●町は、人権教育・男女共同参画・個人情報保護に関する啓発を行い、相談を受け付けます。また、警察など関係機関と連携します。 ●町は、相談しやすい体制づくりを行います。

目標値

計画期間の前期(平成27年度)の目標値です。



現状値

目標を設定するうえで基準となる数値です。「町民意識調査」や「業務データ」から取得します。

成果指標(現状値と目標値設定)

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
A 人権を侵害されたと感じた町民の割合(町民意識調査)	23.6%	20.9% (23.6%)	成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、基本構想期間10年間で女性の水準(27.6%)を男性の水準(18.2%)に下げることが目指し、平成27年度には、その半分の20.9%を目指します。
B 人権を侵害したと感じた町民の割合(町民意識調査)	15.3%	15.3% (15.3%)	成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、Aの指標である人権侵害をされたと感じた町民を減らすように努めますが、啓発により新たに自分の行為が人権侵害だと気付く人が増えると思込まれます。そこで、全体として、平成21年度の水準を維持することを目標とします。
C 高齢者・障害者虐待・DV相談件数	9件	15件 (10件)	成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、高齢者・障害者は、介護保険制度や福祉サービスによる相談体制の相乗化を図っているため、現状維持と見込まれます。DVについては、相談体制の充実・啓発を続けることにより、相談件数が増えると思定し、平成27年度には15件を目指します。

目標設定とその根拠

「施策」の成り行き値、目標値設定の根拠です。



基本方針

「施策」の課題を解決するとともに、設定された目標達成に向けた取り組み(基本方針)を示しています。

施策の基本方針

- 若い世代が関心を持つような啓発の機会を設けます。
- 相談窓口の周知を今後も続けて、いつでも相談しやすい体制づくりに努めます。
- 男女平等の意識改革を続けていきます。

成り行き値

取り組みを行わず、そのまま推移した場合の値です。

施策1 志(こころ)ある人づくり

施策の目的

性別や年齢に捉われずに、互いに認め合います



人権を尊重する町民のつどい

現 状

- 近年、本町では、人口増加とともに多様な価値観を持った人が増え、家庭・地域・職場での人権に関する問題が多様化しています。町民意識調査では、「この1年間に人の言動で傷つけられたことがある」と答えた方は、若い世代に多くみられました（18～29歳では35.9%）。また、「ある」と答えた方に「それはどのようなことでしたか」と質問したところ、どの世代でも「プライバシー侵害」と答えた方が多くみられました（全世代平均で29.4%）。
- 男女がお互いを尊重し合い、あらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、責任や喜びを分かち合う“※男女共同参画社会”づくりとしては、国や県で相談体制の組織化を進め、充実してきています。しかし、性別による役割分担の考え方や意識による習慣や慣行について、町民意識調査でも「男女差別」「DV（配偶者等からの暴力）」があると回答された方がいるように（全世代平均で男女差別6.7%、DV3.4%）、家庭・地域・職場などあらゆる分野で、依然として残っているように見受けられます。
- 高齢者や障害者に対する虐待についても、※介護保険制度などにより相談・見守り体制の組織化を図ってきています。

今後の状況変化

- 今後も人口が増加し、多様な価値観を持った人が増え、人権に関する意識も変化していくと思われます。また、都市化が進むことで隣人とコミュニケーションを図るのもさらに難しくなり、人権侵害などが表面化しにくくなると思われます。
- ※ICT（情報通信技術）の発達により、コミュニケーションの取り方が変わってくると思われ、ネット上での誹謗中傷など新たな人権侵害が発生してくるものと思われます。

課 題

- 若い人を中心とした人権に関する啓発
- 相談体制の周知（人権・虐待・DV等）
- 男女が共に家庭・地域・職場などで参画できる環境づくり
- 女性に対する暴力の根絶



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、性別や年齢・職業・役職に捉われず、互いに認め合う意識を持つ努力をします。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、コミュニケーションを図りながら、関係機関と協力します。 ●事業所は、男女が共に参画しやすい環境づくりに努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、人権教育・男女共同参画・[*]個人情報保護に関する啓発を行い、相談を受け付けます。また、警察など関係機関と連携します。 ●町は、相談しやすい体制づくりを行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 人権を侵害されたと感じた町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>23.6%</p>	<p>20.9% (23.6%)</p>	<p>成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、基本構想期間10年間で女性の水準（27.6%）を男性の水準（18.2%）に下げることを目指し、平成27年度には、その半分の20.9%を目指します。</p>
<p>B 人権を侵害したと感じた町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>15.3%</p>	<p>15.3% (15.3%)</p>	<p>成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、Aの指標である人権侵害をされたと感じた町民を減らすように努めますが、啓発により新たに自分の行為が人権侵害だと気付く人が増える見込みがあります。そこで、全体としては、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>C 高齢者・障害者虐待・DV相談件数</p>	<p>9件</p>	<p>15件 (10件)</p>	<p>成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、高齢者・障害者は、介護保険制度や福祉サービスによる相談体制の組織化を図ってきているため、現状維持と見込まれます。DVについては、相談体制の充実・啓発を続けることにより、相談件数が増えると想定し、平成27年度には15件を目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 若い世代が関心を持つような啓発の機会を設けます。
- 相談窓口の周知を今後も続けて、いつでも相談しやすい体制づくりに努めます。
- 男女平等の意識改革を続けていきます。

施策の目的

スポーツ・文化活動を通して仲間づくりをします



町民大運動会

現 状

- 町民意識調査では、「日頃からスポーツ・文化活動を行っている」と答えた方は、若い世代に低い傾向（全世代平均36.1%、18～39歳28.4%、30～39歳29.8%）となっています。また、その中で、「スポーツや文化活動を通して人との和が広がったと感じる」と答えた方が93.1%と高い結果になりました。スポーツ・文化活動は、それぞれの生活の質の向上や生きがいづくりはもちろんですが、仲間づくりに欠かせないものだと考えられます。
- 本町では、活動に利用可能な施設数に限りがあり、特にスポーツ施設は、近隣他市町でも需要に対応できておらず、使用の際の予約が難しく、新しい団体が活動の場所を確保しにくい現状もあります。
- 町内の施設は、老朽化が進んでいて、近年、毎年補修を繰り返しています。
- 近隣に民間のカルチャーセンターやスポーツクラブが増えています。

今後の状況変化

- 今後も本町では、人口増加が見込まれることから、スポーツ・文化活動への取り組みも活発になると見込まれ、活動の場所の確保がさらに難しくなってくると思われれます。
- スポーツ施設及び文化施設の老朽化による改修工事のために、施設利用に制限が出てくるのが考えられます。

課 題

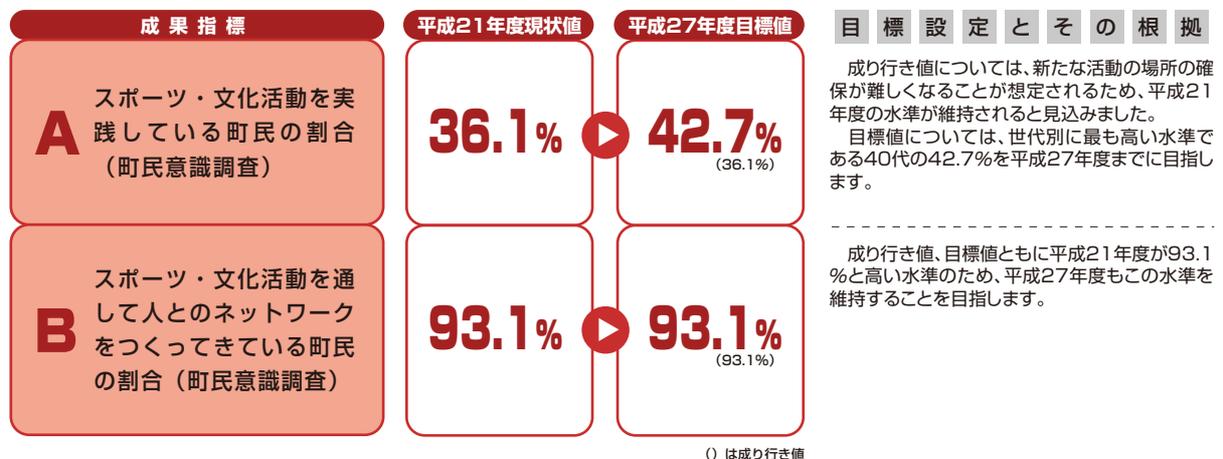
- 新たなスポーツ・文化活動に取り組むための啓発及び環境整備
- 老朽化施設の計画的な改修
- 施設を利用する人、しない人との公平性を鑑み、施設維持管理費に見合った^{*}受益者負担の見直しの検討
- 学校施設を含めた施設利用方法の検討



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、自ら学ぶ意識を高め、スポーツ・文化活動に積極的に取り組みます。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域及び団体・事業所は、町民がスポーツ・文化活動に参加できる機会を提供します。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、スポーツ・文化活動に関するリーダーを育成します。 ●活動出来る場所や活動団体の情報、新しいスポーツの紹介など、さまざまな情報を提供し、環境整備を行います。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- それぞれの町民の希望に合った活動や団体の情報提供を行うとともに、施設を使わず手軽に出来るスポーツ・文化活動の推進を行います。
- 公平な施設利用のための適切な受益者負担や利用方法の見直しを行います。
- 老朽化施設の計画的な改修を行っていきます。

施策の目的

志免町の文化財や伝統文化を保存します
志免町の文化財や伝統文化を活用したまちづくりを行います



旧志免鉱業所竪坑櫓

現 状

- ^{*}旧志免鉱業所竪坑櫓は、近代の鉄筋コンクリート構造物の中で、わが国有数の高さを誇り、建設技術史上価値が高いことから、平成21年12月に、^{*}国の重要文化財（建造物）に指定されました。
- 本町では、竪坑櫓のほかにも指定された貴重な文化財があります。
【国指定史跡】七夕池古墳 【県指定文化財】観応三年銘梵字石碑
【町指定文化財】萱葉古墳群出土品・「黒田二十四騎図」絵馬
【町指定史跡】亀山石棺
- 町民意識調査では、「志免町の文化財や伝統文化を知っていますか」「志免町の文化財や伝統文化に関するイベントに見学・参加したり、歴史資料室を訪問したりしたことがありますか」の質問に対して、「文化財や伝統文化を知らない」「イベントに参加していない」と答えた方（「知らない」「あまり知らない」と答えた方は、全体平均で55.4%）は、居住年数が5年未満（「知らない」「あまり知らない」と答えた方は、居住年数が3年未満は87.0%、3～5年未満は87.3%）や、若い世代（「知らない」「あまり知らない」と答えた方は18～29歳で64.2%、30～39歳で70.2%）が高い結果となっています。

今後の状況変化

- 平成21年度に旧志免鉱業所竪坑櫓が国の重要文化財に指定されたことにより、保存・活用の計画作成が必要となっています。

課 題

- 文化財や伝統文化についてのPR（イベント、広報）
- 文化財の活用方法の研究



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、自分の住んでいる地域を理解し、志免町に対する愛着を持ちます。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域・団体は、伝統行事や地域文化を守り、ふるさと意識を高める活動を行います。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、文化財の保存に努め、その活用を推進し町民のふるさと意識を高めます。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 志免町の文化財・伝統文化を知っている町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>43.0%</p>	<p>43.0% (41.0%)</p>	<p>成り行き値については、志免町の歴史をよく知らないと思われる転入者の増加に伴い、知っている町民の割合は下がると想定し、平成27年度には、41.0%まで下がると見込みました。 目標値については、今後、さらに町民に対してのPR（イベント、広報）に努めることにより、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>B 文化財や伝統文化に触れた町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>20.0%</p>	<p>20.0% (19.1%)</p>	<p>成り行き値については、志免町の歴史をよく知らないと思われる転入者の増加に伴い、知っている町民の割合は下がると想定し、平成27年度には、19.1%まで下がると見込みました。 目標値については、今後、さらに町民に対してのPR（イベント、広報）に努めることにより、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 平成21年度に「旧志免鉱業所竪坑櫓」が国の重要文化財に指定されたことを受け、町民と共に活用の方向性を検討していきます。
- その他の文化財・伝統文化については、継続的かつ適切に保存を行い、町民に対してのPR（イベント、広報）に努め、文化財や伝統文化を知る・触れる機会を増やしていきます。

施策の目的

地域活動や住民活動に参加することを目指します



現 状

- 本町では、現在30の町内会、住民組織があり、それぞれの特性にあった地域活動が行われています。
- 総合福祉施設シーメイトでは、子どもから大人まで多くの方に利用され、福祉や健康、世代間交流等のさまざまな活動が行われています。
- 町民意識調査では、「ここ1年間で、地域活動・住民活動（ボランティア等）に参加したことがある（複数回答）」と答えた方は52.4%でした。しかし、活動されている団体では、団体のメンバーが固定化し、若い世代や転入者などの新たな参加に結びついていないなどさまざまな課題を抱えています。
- 前述の町民意識調査にて、地域活動・住民活動に参加したことが「特にない」と答えた方に、「なぜ参加されないのでしょうか（複数回答）」とその理由を質問したところ、「仕事が忙しい」が37.3%で、続いて「活動に関する情報が少ない（複数回答）」を理由に挙げた方が24.7%でした。
- 近年の社会参加意識の高揚により、自治会以外の自主的な地域活動・住民活動を行う団体は増えてきていると思われまます。

今後の状況変化

- 今後も人口が増加し、都市化が進むことで、隣人とコミュニケーションを図ることが難しくなると思われ、地域活動への参加や自治会への加入者が減ってくるものと思われまます。
- 転入者が増え、新しい住民による、新たな団体や活動が増えると思われまます。

課 題

- 人材育成、意識改革（自主的な地域活動や住民活動への参加）
- 活動の場、環境の整備
- 情報共有化、情報提供
- 活動組織の見直し
- サークル等団体の活動内容等の情報の集約及び情報提供



役割分担

 <p>町民</p>	<p>●町民は、地域活動や住民活動への理解を深め、協力及び参加します。</p>
 <p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域・団体は、活動の情報を発信するとともに活動の場を提供します。 ●事業所は、地域活動や住民活動に積極的に協力及び参加します。</p>
 <p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、地域活動・住民活動の情報提供や環境整備を行い、活動への意識の高揚に努めます。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 人材育成、意識改革（自主的に地域活動や住民活動へ参加するように）を行い、第一線をリタイアした方など、さまざまな方が活躍できる環境づくりを進めます。
- 活動の環境の整備については、活動の場となる施設（シーメイトなど）の利便性を良くするために、使用ルールづくりを検討していきます。
- 住民活動・地域活動・サークル等、団体の活動組織の見直しやネットワークづくりを行い、その活動内容等の情報の集約に努め、町民への情報提供を行います。

施策の目的

農業・工業・商業の安定した経営を目指します



現状

- 町域が8.7km²と狭いため、産業用地として利用できる土地が限られています。そのため、[※]第1次産業（農業）及び[※]第2次産業（工業）の今後の大きな展開が難しい状態です。
- [※]第3次産業（商業）としては、（人口密度に対する）飲食店が多く、町が細長い形であり、町内での商圈（別府・志免中央・東区・田富など）がいくつかに分かれています。
- 小売業は、近年の経済状況の悪化や、近隣の大型店舗の出店のため、厳しい現状にあります。しかし、商工会の商品券事業（町支援）などにより、小売店舗の販売額の大幅な減少を防いでいる状態です。

今後の状況変化

- 土地利用も含めて、産業的に大きな変化は見込まれません。
- 今後の人口増加による、消費の増加が見込まれます。

課題

- 事業所減少を食い止めるための施策
- 町内での消費拡大を図る施策の調査研究



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、町内での購買に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、健全な経営に向けて自助努力を行います。 ●農家は、適切に農地の管理を行います。 ●団体（商工会等）は、健全な経営に向けて、連携や生産支援を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、町内での購買を促します。 ●商工業者（商工会）への支援を行います。 ●農地を維持管理出来るように支援します。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 事業所数</p>	<p>(平成18年度) 1,518 事業所</p>	<p>1,518 事業所 (1,500事業所)</p>	<p>成り行き値については、平成18年度の水準である1,518事業所が経済状況の落ち込みから、やや減少して1,500事業所と見込みました。 目標値については、事業所の減少を食い止め、平成18年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>B 農家数</p>	<p>(平成17年度) 169戸</p>	<p>169戸 (160戸)</p>	<p>成り行き値については、平成17年度の水準である169戸が[※]高齢化・宅地化に伴い、やや減少して160戸と見込みました。 目標値については、農家数の減少を食い止め、平成27年度には、平成17年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>C 事業所の販売額</p>	<p>(平成19年度) 商業1,711億円 工業 241億円 計 1,952億円</p>	<p>1,900 億円 (1,700億円)</p>	<p>成り行き値については、過去の実績を考慮し、低い水準だった、商業1,500億円（平成11年度1,476億円、平成14年度1,686億円、平成16年度1,985億円、平成19年度1,711億円）、工業200億円（平成16年度212億円、平成17年度205億円、平成18年度204億円、平成19年度241億円、平成20年度223億円）から、1,700億円が続くと見込みました。 目標値については、経済状況の悪化も考慮し、平成27年度には、平成19年度の水準を若干下回る1,900億円を目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 国、県の政策に基づく農業支援を継続していきます。
- 商工会を通じて商工業製品販売PRなど、町内での消費拡大を図る施策の調査研究を進めます。

施策の目的

子どもの権利が守られ、子どもの権利を守ります



子どもの権利フェスタ

現 状

- 本町では、平成19年4月に九州の自治体では初となる「***志免町子どもの権利条例**」が施行され、中学生から18歳までの子どもの居場所づくり、子どもの権利に関するイベント、相談業務の取り組みを推進しています。
- 子育て支援課アンケートでは「自分がまわりから大事にされていると感じる」子どもは、90%と高い結果となっています。また、町民意識調査では、「志免町の子どもが自分を含めたまわりの大人たちから大事にされていると思いますか」と質問したところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた方は64.3%になりました。
- *虐待防止庁内連絡会議**を毎月開催し、情報収集に努めているため、以前よりも虐待把握件数は増え、早期発見、早期対応が取れるようになりました。
- *次世代育成支援**に関するニーズ調査では、子どもの権利条例の認知状況をみると、「名前も知らない」が就学前児童の保護者で44.4%、小学生保護者で28.2%で、内容を含めた認知度は、依然低い状況です。

今後の状況変化

- 全国的な少子化の中、本町では子どもの数は増加しており、小学校児童数は平成27年度にピークを迎え、中学校生徒数は平成32年度にピークを迎える見込まれます。今後も***核家族化**や地域社会の変容から子どもを取り巻く環境は、年々変化していくことが予想されます。

課 題

- 子どもの権利の普及
- 地域と連携した虐待の未然防止・早期発見に向けた啓発



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。 ●町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。 ●町民・保護者は、町、*子ども施設関係者とお互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども施設関係者は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。 ●子ども施設関係者は、町、保護者、町民とお互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。 ●町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。 ●町は情報の周知・啓発に努めます。 ●町は、町民、保護者、子ども施設関係者とお互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 自分がまわりの人から大事にされていると感じる子どもの割合（子ども意識調査）</p>	90.0%	92.8% (90.0%)	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準のため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、*次世代育成支援後期行動計画で平成26年度目標値として掲げた小学生95%、中学生世代90%の平均値である92.8%を、平成27年度には目指します。</p>
<p>B 子どもを大事にしている大人の割合（町民意識調査）</p>	64.3%	67.8% (64.3%)	<p>成り行き値については、今後さらに、核家族化や少子化が進み、子育てに不安が多いと言われる社会情勢の中では、高い水準であると考えられ、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、子どもを大事にしていると答えた方の割合が、最も高い南小学校区の水準71.2%を基本構想10年間の目標として、平成27年度には、その半分の67.8%を目指します。</p>
<p>C 児童虐待相談件数</p>	44件	74件 (44件)	<p>成り行き値については、相談によって解決する件数と新規相談の件数の両方があることから、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、今後の児童数の増加や、啓発を進めることで早期発見・通報が増えると考えられます。しかし、早期解決を図ることで、新規及び継続する相談件数を含めて毎年5件増加すると見込み、平成27年度には74件に抑えられることを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 子どもの権利を正しく理解し、保障していくために、志免町子どもの権利条例に基づく行動計画を策定するとともに、広報やホームページへの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を充実させます。
- 地域と連携した虐待の未然防止・早期発見に向けた啓発としては、相談機関があり、相談員がいることを子ども及び地域に伝えていきます。

施策の目的

子どもを安心して育てることができます



子育て広場

現 状

- 全国的な少子化の中、本町では子どもの数は増えており、**※合計特殊出生率**は全国平均を上回っています（平成20年志免町1.56人、全国及び福岡県1.37人）。
- 町内には4カ所の町立保育園と認可された私立保育園3カ所があり、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、**※特定保育**なども行っています。
- 放課後、仕事などの事情により、放課後家庭に保護者がいない児童を対象とした学童保育所を志免町学童保育連合会が運営しています。
- 町民意識調査では、「子どもを育てやすいまちだと思いますか」の質問に対し「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた方は、56.9%となっています。また、そのうち18歳以下の子どもを持っている方だけみると、67.1%と高い数値になっています。

今後の状況変化

- 本町の子ども数は、0歳～就学前までは平成24年度まで増える見込まれています。また、小学校児童数は平成27年度まで、中学校生徒数は平成32年度まで増える見込まれ、さらに子育て支援に対する需要は増加するものと思われます。
- 一人親家庭や、就労を始める母親が増えている傾向にあり、今後も続く見込まれ、さらに子育て支援に対する需要は増加するものと思われます。

課 題

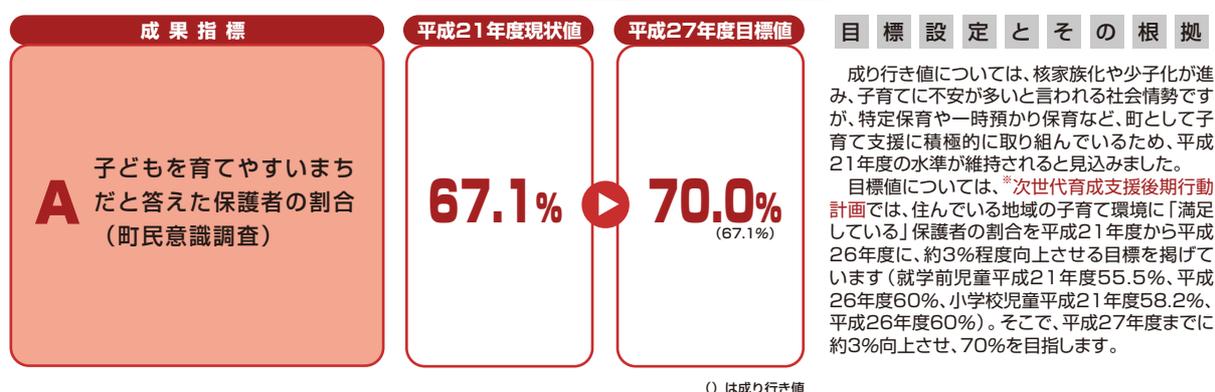
- 子育て世帯の増加に伴う対応（**※待機児童**解消等）
- 一人親家庭に対する支援
- 地域や事業所、行政が一体となった子育て支援（**※核家族化**や社会情勢の変化に伴う不安感・負担感の解消）



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者は子育ての第一義的責任者であることから積極的に子どもに関わります。 ●町民と保護者は、子育てに関する取り組み(町・地域・団体等)に積極的に参加します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、「子どもは社会の宝」という観点で、子どもを地域で育てるという意識を持ち、子どもの視点での積極的な*コミュニティづくりをします。 ●事業所は、従業員が子育てしやすい環境(労働条件の整備、仕事と家庭の両立支援)を整えます。また、子育て支援のサービス提供を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、保護者が安心して子育てできるように支援します。 ●町は、地域の子育て支援の充実を図るために、地域への支援を行います。 ●町は、事業所に対する子育て支援の情報提供を行います。

成果指標(現状値と目標値設定)



施策の基本方針

- 今後も増加が見込まれる待機児童の解消及び保育内容の充実(人口増加と施設老朽化に対応した保育所の移転・新築、民営化)を図ります。
- 一人親世帯に対する精神的な負担軽減を図るため、*家庭生活支援員の派遣など、県制度を活用した取り組みの周知を行います。
- 子育て支援に対する事業所の役割周知(事業所内保育施設の設置や育児休暇取得促進等)及び取り組みの働きかけ(託児所併設型マンションの設置協議等)を推進します。
- 地域で子育てに関する情報交換や相談が出来る環境づくりのため、子育て中の親子が参加できる機会の提供を行います。

施策の目的

生き活きと学び、生きる力を身につけます



立志式

現 状

- 本町では、年々、児童生徒数は増加しており、^{*}教育相談員や^{*}学級補助員の配置は、近隣と比較して手厚く行っています。
- 平成18年12月に^{*}教育基本法の改正が行われ、^{*}学校教育法、^{*}地方教育行政の組織及び運営に関する法律、^{*}教育職員免許法が改正されました。
- ^{*}全国学力・学習状況調査で「学校で好きな授業はありますか」と質問したところ「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた本町の児童・生徒は、小学校93.8%、中学校74.2%となっています。
- 全国的にみても、子どもの体力低下が問題視されています。
- ^{*}全国体力・運動能力、運動習慣等調査で「運動を実施していますか」と質問したところ「毎日」「ときどき」と答えた本町の児童・生徒は、小学校87.8%、中学校75.6%となっています。
- 平成21年度の不登校児童・生徒の割合は小学校0.18%、中学校2.57%となっています。

今後の状況変化

- 小学校児童数は平成27年度にピークを迎え、中学校生徒数は平成32年度にピークを迎える見込みです。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもが年々増加しており、今後も増える見込まれます。
- 平成23年度には小学校、平成24年度には中学校で^{*}新学習指導要領が完全実施されます。

課 題

- 施設の老朽化及び児童生徒数増に対応するための施設整備（耐震化含む）
- 特別な教育的支援を必要とする子どもの対策
- 学校運営への地域の協力
- 外遊びや運動の機会の確保



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒は、思いやりの心を持ち、学力を高め、仲間と望ましいコミュニケーションをとりながら、国際社会を生きる力を身につけ、自己実現を図ります。 ●保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせます。また、積極的に学校行事に参加します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、子どもを見守り、地域のよさを子どもたちに伝えます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、人間性、創造性、社会性、国際性の観点から、各学校での授業改善の在り方についての指導助言及び評価を行います。また、子ども達の創造性を高めるための取り組みを検討・実施します。 ●町は、教育環境の整備を行います。 ●町は、学校緊急情報システムの運営を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 学校で好きな授業があると答えた児童、生徒の割合（全国学力・学習状況調査）</p>	<p>小学校 93.8%</p> <p>中学校 74.2%</p>	<p>小学校 93.8%</p> <p>中学校 78.6% (小学校 90.9% 中学校 74.7%)</p>	<p>成り行き値については、過去3力年の平均水準が今後続くと考え、3力年平均値である小学校90.9%、中学校74.7%と見込みました。 目標値については、平成27年度には、過去3力年で最も高い水準である小学校93.8%、中学校78.6%を目指します。</p>
<p>B 不登校児童・生徒の割合（保健室登校の児童生徒含む）</p>	<p>小学校 0.18%</p> <p>中学校 2.57%</p>	<p>小学校 0.18%</p> <p>中学校 1.92% (小学校 0.28% 中学校 2.50%)</p>	<p>成り行き値については、過去5力年の平均水準が今後続くと考え、5力年平均値である小学校0.28%、中学校2.50%と見込みました。 目標値については、平成27年度には、過去5力年で最も良い水準である小学校0.18%、中学校1.92%を目指します。</p>
<p>C 運動をしていると答えた児童、生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）</p>	<p>小学校 87.8%</p> <p>中学校 75.6%</p>	<p>小学校 87.8%</p> <p>中学校 75.6% (小学校 84.8% 中学校 72.6%)</p>	<p>成り行き値については、運動する子どもが毎年0.5%程度減少すると考え、5力年で2.5%（40人学級で1名）減少すると見込みました。 目標値については、これ以上の減少を抑えるために、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 特別な教育的支援を必要とする子どもについては、今後も継続的に学級補助員の配置や不登校支援教室の取り組みを行います。
- 学校運営への地域の協力については、登下校の見守りやボランティアをさらに募っていきます。
- 運動については、休み時間での外遊びやクラブ活動を奨励します。
- 教育環境については、施設の老朽化及び児童生徒数増に対応するための施設整備（耐震化含む）を計画的に進めていきます。

施策の目的

子どもは、心も身体も健やかに育ちます
地域全体で子どもを育てます



現 状

- 全国的な少子化の中、本町では子どもの数は増えており、それに伴い、心と身体に問題のみられる子どもも増加しています。
- 運動不足により、肥満の子どもが増えてきています。また、スポーツ活動においては、種目が多様化していますが、ジュニアクラブでは年々、活動に参加する子どもが減ってきており、継続した活動が厳しくなっています。
- 発達の気になる子どもが増えており、近隣他市町と比べ発達の気になる未就学児童への対応に努めています。
- 近年、地域社会の変容などにより、子ども会などの育成会活動に支障が出てきています。
- 平成19年度に不登校などの子どもの居場所（リリーフ）を開設し、平成21年度101人が登録しています。
- 町民意識調査では、「この1年間で子どもに関する活動に参加したことがありますか」の質問に対し、24.4%の大人が「地域・サークル活動」に参加したことがあると答えています。また、子育て支援課アンケートで子どもにも同じ質問をしたところ、70.9%が「参加したことがある」と答えています。
- 子育て支援課アンケートで「自分の周りにあいさつや相談等ができる近所の大人はいますか」の質問に対して、88.6%の子どもが「いる」と答えています。

今後の状況変化

- 発達の気になる子どもが増えてきており、今後も増えることが見込まれます。
- 子どもの肥満が増えてきており、今後も増える見込みがあります。
- 都市化が進み、子ども会などの育成会活動にさらに支障が出てくると見込まれます。

課 題

- 発達の気になる子どもに対する就学前と就学後の継続的な支援
- 子どもに関する地域・サークル活動や居場所づくりに対する保護者・地域の理解と協力
- 子どもに関する地域・サークル活動のリーダーの育成
- 子どもの規則正しい生活習慣の確立

役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもは、自ら進んで地域・サークル活動などに参加します。 ●保護者は、地域とのつながりを重視し、子ども達の健全育成に第一義的に責任を持ちます。 ●保護者は、子どもを健康に育てます。 ●町民は、子どもの健全育成のための地域・サークル活動などに積極的に関わります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・団体は、子どもの健全育成のための地域・サークル活動などを行います。 ●地域・団体は、子どもを地域で見守ります。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、積極的な活動が出来る事業の整備や推進体制（子どもに関する行事の開催及び支援、子ども関連施設・設備の充実）を整えます。 ●町は、町内の子どもの健全育成の情報を収集し、情報提供を行ない、子ども関連施設や地域と連携を図っていきます。 ●町は、子どもの健康のために健診や[*]食育を推進します。



成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値
A 子どもに関する地域・サークル活動に参加した大人の割合（町民意識調査）	24.4%	24.4% (22.2%)
B 子どもに関する地域・サークル活動に参加した子どもの割合（子ども意識調査）	70.9%	70.9% (68.7%)
C 自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合（子ども意識調査）	88.6%	88.6% (86.4%)
D 痩身及び肥満傾向以外の子どもの割合（3歳児・小学2年生・6年生）	3歳児 94.5% 小学校2年生 94.3% 小学校6年生 86.9%	3歳児 94.5% (94.5%) 小学校2年生 94.3% (94.3%) 小学校6年生 86.9% (84.4%)

() は成り行き値

目標設定とその根拠

成り行き値については、近年、子どもに関する活動の参加者が減っているため、今後も減少すると考えられます。そこで、平成27年度には現在の東小学校区の水準である22.2%まで下がると見込みました。

目標値については、これ以上の減少を抑えるため、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。

成り行き値については、近年、子どもに関する活動の参加者が減っているため、今後も減少すると考えられます。そこで、平成27年度には、Aの数値が2%程度下がることと同じ傾向が見込まれるとして、68.7%まで下がると見込みました。

目標値については、これ以上の減少を抑えるため、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。

成り行き値については、近年、子どもに関する活動の参加者が減っているため、今後も減少すると考えられます。そこで、平成27年度には、Aの数値が2%程度下がることと同じ傾向が見込まれるとして、86.4%まで下がると見込みました。

目標値については、これ以上の減少を抑えるため、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。

成り行き値については、3歳児、小学2年生は食生活や運動習慣に大きな変化が見込まれないため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。小学6年生については、運動する子どもが毎年0.5%程度減少すると考え、5力年で2.5%（40人学級で1名）減少すると見込みました。

3歳児の目標値については、現状値が既に94.5%と高い水準であることから平成21年度の水準が維持することを目指します。小学2年生・小学6年生の目標値については、現状値が国の過去4年間の平均水準（小学2年生93.6% 小学6年生86.8%）よりも高いことから、平成21年度の水準を維持することを目指します。

施策の基本方針

- 発達の気になる子どもに対して、就学前・就学後にも継続的に支援を行えるような体制を整えます。
- 子ども居場所づくりのため、地域や団体と協力し、支援を行います。
- 子どもに関する地域、サークル活動のリーダーの育成に取り組みます。
- 子どもに規則正しい生活習慣を身に付けさせるための保護者への啓発に努めます。

施策の目的

健康な人も病気を持つ人も健康を保ち、
向上していきます



特定健診

現 状

- 町民意識調査では、「健康のために何か心掛けている（1つ以上）ことがある」と答えた方は93.4%と高い結果となっています。
- 健診機会が増えてきたこと、また以前より無料健診を実施してきたこともあり、健診受診率が平成20年度で、糟屋地区（1市7町）内でも2位と高く、健康意識が高い状況です。
- 福岡市に隣接し、県内でも、医療機関（病院・診療所、歯科医院）が多く、病院に受診しやすい環境が整っており、健診（検診）やリハビリテーションを受けやすい状況です。
- 病気を持つ人の中には、***生活習慣病**の方が多く、あらゆる機会を捉えて町民に健康教育を行っています。
- 国における制度（がん検診・基本検診）の改正などにより、国からの検診費用に対する補助金交付が無くなり、町の負担が増えています。

今後の状況変化

- ***団塊の世代**が高齢者となり、***高齢化率**が上がり、病院への受診者が増えるとともに、健診の対象者が増えることが見込まれます。
- 新型インフルエンザ等、新しい感染症が発生する可能性があり、家庭や地域における予防対策が重要になってくると考えられます。

課 題

- 疾病の早期発見と早期治療
- 生活習慣病への対策（***特定健診**の受診率の向上と保健指導の充実）
- 健康意識の醸成（運動や食生活を通じた健康増進）
- 心の健康づくりのための啓発
- 年齢制限等の対象外の受診希望者への検診機会の検討
- 健診を継続していくための***受益者負担**の見直し



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、自ら健康について意識を高めます。 ●町民は、地域や*コミュニティで、積極的に健康づくり活動を展開する担い手となって、町民自ら健康になります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、従業員の健診機会の提供や受診しやすい環境づくりに努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、町民の健康に対する啓発を行い、情報提供や活動を通じて、健康に生活ができる環境づくりの支援をします。 ●町は、住民と*協働による事業を行いながら地域やコミュニティで自主的に活動できる環境づくりを支援します。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 日頃、健康のための取組み（3項目以上）を行っている町民の割合（町民意識調査）</p>	68.7%	75.0% <small>(68.7%)</small>	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準であると考えられるため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現在、健康のための取組みを、2つ取り組んでいる方が15%であり、平成27年度までにその半分の7.5%の方に3つ以上取り組んでもらい、75.0%を目指します。</p>
<p>B 心身がともに健康だと感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	68.7%	70.0% <small>(68.7%)</small>	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準であると考えられるため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、Aの指標が目標値に近づいても、心身が健康だと実感するためには時間がかかると思われるため、平成27年度には、70%を目指します。</p>
<p>C 「健康に問題なく元気である」「病気はあるが日常生活に支障はない」と答えた高齢者の割合（町民意識調査）</p>	89.1%	90.0% <small>(89.1%)</small>	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準であるため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、既に9割近い高い水準にあるため、平成27年度にもこの水準である90%を目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 疾病の早期発見・早期治療のため、国により効果が立証された検診の機会を拡充していきます。
- 生活習慣病対策は、特定健診の受診率を向上させ、保健指導を充実させます。
- 幼い頃から健康づくりに意識を持つことや取り組みを奨励し、高齢者については生きがいづくりや*生涯学習（仲間づくり）も取り入れ、健康づくりに結びつけるようにしていきます。
- 心の健康づくりは、国・県で進める取り組みの情報提供を行い、相談体制を検討していきます。
- 健診を継続していくために、健診を受ける人と受けない人との公平性等を考慮した検診料の受益者負担の見直しを行います。

施策の目的

高齢者が地域で安心して暮らし続けます



転倒骨折予防教室

現 状

- 本町では、[※]老人福祉法に基づき、[※]志免町高齢者福祉計画を策定し、高齢者の生きがいづくり、在宅生活を支えるサービスの提供、高齢者の活動の支援等、さまざまな高齢者福祉に取り組んでいます。
- 本町の65歳以上の高齢者数は、平成18年は7,158人でしたが、平成22年4月には7,898人と増加しています。その内、一人暮らし高齢者（住民基本台帳上）は、平成19年4月は1,408人でしたが、平成22年4月には1,681人と増加しています。
- 本町の総人口に占める高齢者人口の割合を表す[※]高齢化率は18.2%（平成22年4月1日現在）で、国21.5%や福岡県22.7%に比べると低い状況ですが、着実に高齢化が進んでいます。また、町内においては、居住地域により高齢化率に大きな偏りがあります。
- 本町の[※]特定健診時の調査で把握した介護予防[※]特定高齢者の割合は2.2%（平成21年度）です。また、[※]介護保険要介護認定率は、平成18年3月末は16.3%で、平成18年度から若干低く推移し、平成22年3月末では14.8%となっています。
- 町民意識調査では、「地域で高齢者が生活するときに特に心配になることがある」と答えた方は、健康（21.0%）、買物（15.2%）、防犯（7.6%）の順になっています。

今後の状況変化

- 高齢化率は、[※]団塊の世代が高齢期を迎えることにより、今後、確実に上昇していくものと考えられます。また、就労意欲の高い高齢者の増加が見込まれます。
- 一人暮らし高齢者と高齢者のみの世帯や[※]認知症高齢者の増加が予測されます。
- 居住地域による高齢化率の偏りがさらに広がっていくことが予測されます。
- 平成24年度には、[※]介護予防事業を含む[※]介護保険制度全般の見直しが行われます。
- 介護保険の[※]地域密着型サービスが、今後、充実していくものと考えられます。

課 題

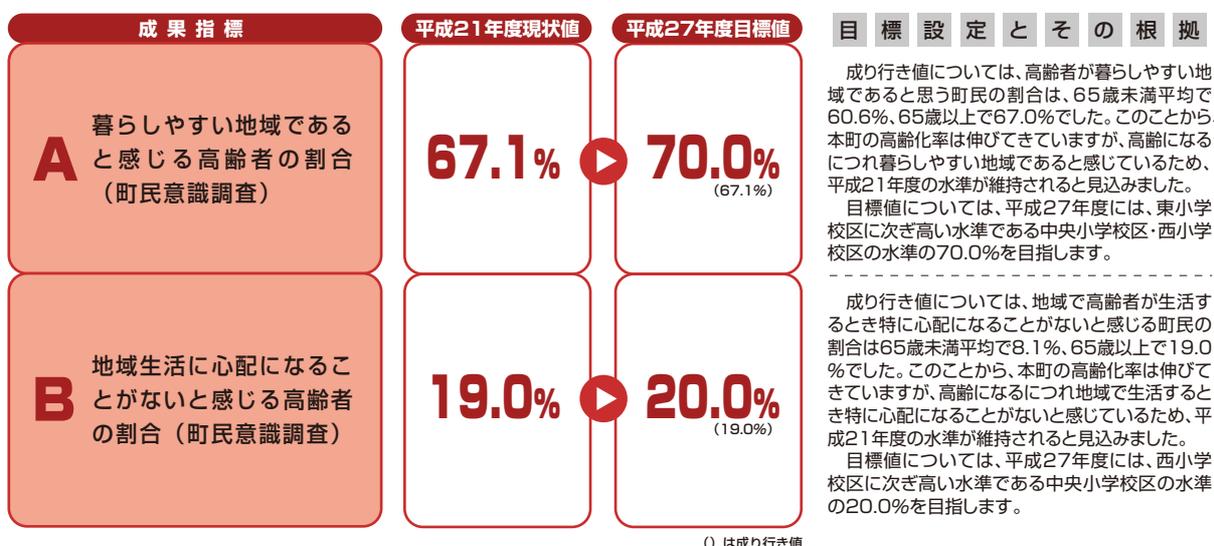
- 高齢者の居場所づくりの充実や、新たな価値観を持つ高齢者の就労環境づくり
- 介護予防教室で学んだことを住んでいる地域で続けることのできる体制・仲間づくり
- 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対する地域の見守り体制の充実
- 認知症高齢者への支援
- 地域で暮らし続けるために介護保険制度を利用したサービスの提供と環境づくり
- 買物など日常生活の支援に関する情報提供



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者は、自らが積極的に社会参加し、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるようにめます。 ●町民は、高齢者を敬い、温かく見守ります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、高齢者を見守り、地域での暮らしを支えます。 ●事業所は、適切な介護サービスを提供します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、高齢者の社会参加を促すと共に、介護保険サービスなどを提供し、できるだけ住み慣れた地域で生活を送れるように支援します。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- シーメイトを中心とした高齢者の生きがいづくりや、多目的広場を利用した高齢者の健康づくりを進めます。また、高齢者の知識・技能・経験をいかした就労環境づくりを促進します。
- 介護予防事業の充実を図り、地域でも取り組める体制を関係機関とも協力しながら整えていきます。
- 見守り実施者等の関係者で構成する^{*}志免町高齢者見守り等ネットワーク連絡会において、効果的に一人暮らし等高齢者を見守る体制の充実を図ります。
- 元気に活動している高齢者も対象として、認知症予防を周知・啓発していきます。また、認知症を正しく理解し、地域で見守る体制づくりを進めるため認知症サポーターの養成を図ります。
- ^{*}福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画に沿って、介護サービスを提供し、できるだけ地域で暮らし続けるための環境づくりを図ります。
- 買物等日常生活に関する不安を軽減するための情報提供及び事業者や地域との連携について検討します。

施策の目的

障害のある方が地域で安心して暮らします



耳のシンボルマーク

現 状

- 本町では、[※]障害者自立支援法に基づき策定した、[※]志免町第2期障害福祉計画において、[※]自立支援給付及び[※]地域生活支援事業の見込み量とその提供体制を定め、障害のある方の自立と社会参加のための障害者福祉に取り組んでいます。
- 本町では、ここ数年、[※]行財政改革の観点から、他の自治体にはない単独のサービスを廃止しましたが、[※]身体障害者、知的障害者デイサービス等近隣の自治体と比較して多様な障害者福祉サービスを展開しています。
- 本町の障害者数（[※]障害者手帳所持者数）は、平成22年4月現在で、身体障害者1,511人、知的障害者247人、精神障害者151人となっています。
- 障害者手帳適用範囲の拡大により、障害者手帳の交付を受ける人が増えています。
- 相談支援体制については、障害の種別に対し、的確な相談に応じるため専門性を持つ相談事業者と連携しています。
- [※]一般就労については、国や福岡県の専門機関と[※]特別支援学校や[※]就労移行支援事業者等が連携して進めています。
- 町民意識調査では、「ここ1年間で困っている人を見かけたときに、声かけや協力をしたことがありますか」という質問に対して、「気になったができなかった」と答えた方が18～29歳で11%と、他の世代に比べて高くなっています。

今後の状況変化

- 平成18年4月に施行された障害者自立支援法が廃止され、新たな法律が平成25年8月までに施行されることとなっています。
- 新たな法律は、「障害者福祉の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援する」ことを基本として制定されることから、大きく改正されることが予想され、制度の内容や利用方法等について、多くの問い合わせが寄せられることが考えられます。
- 今後も、障害者手帳適用範囲の拡大等により、障害者手帳所持者の増加が予想されます。

課 題

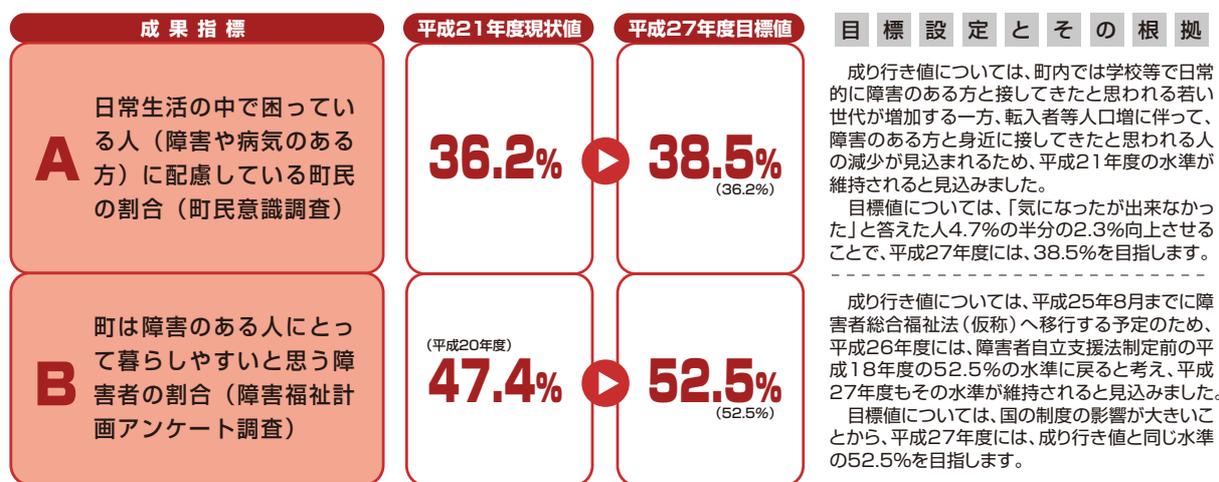
- 制度改正への的確な対応とサービス内容等の周知
- 相談支援体制の強化
- 一般就労、相談支援体制、[※]自助グループ、各種研修会等に関する情報提供



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある方は、自らが自立への取り組みを行い、また地域団体やサークルに加入するなど社会参加を図ります。 ●町民は、障害のある方を理解し、共に地域で生活ができるように支援します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商工会は、一般就労に関して、*障害者就業・生活支援センターと町と連携を取り、情報提供を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、自立支援給付において利用者に適したサービスと、地域生活支援事業の各種サービスの効率的な提供を行うことにより、自立と社会参加を支援します。 ●町は、障害のある方についての正しい理解を深めるための活動を支援します。 ●町は、一般就労に関して、障害者就業・生活支援センターと商工会と連携を取り、情報提供を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）



() は成り行き値

施策の基本方針

- 国の障害者自立支援法が廃止され、平成25年8月までに障害者総合福祉法（仮称）へ移行する予定のため、その対応を適切に進めていきます。
- 相談支援体制の強化については、*糟屋中南部6町で*障害者自立支援協議会の設置に向けて協議を進めます。また、事業者が障害の種別ごとに障害者からの相談に応じる窓口を行っていることから、それぞれの事業者に関する情報を提供します。
- 一般就労については、福岡県の障害者就業・生活支援センターと連携しながら町内の事業所を対象に説明会を行います。
- 障害者の社会参加に向けて、障害のある方たちが自主的に交流しているサークルやグループの情報及び障害について学ぶさまざまな研修についての情報を提供します。

施策の目的

ひとりひとりが助け合い、地域での生活を支えます



福祉体験

現 状

- 本町は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進み、町民の価値観が多様化するとともに、マンション等が増え、住まいのあり方や隣・近所の環境が大きく変化しています。また、プライバシーを気にする人が増え、地域が本来持っている^{*}相互扶助、近所の助け合い意識が薄れてきています。
- 若い世代は、働いている人が多く、社会とのつながりが維持できているため、特に地域での生活に支障は少なく、近所の助け合いの意識が希薄になりつつあると思われる。
- 一人暮らし高齢者等は、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、何らかの近所の助け合いが必要と考えられます。町内会の地域活動や^{*}民生・児童委員の支援、^{*}社会福祉協議会の活動により、その生活が維持できていると思われる。
- 町民意識調査では、「近所付き合いはほとんどしない」と答えた方が11.9%となっています。
- 町民意識調査では、家族・親族以外で相談できる人は、「町内の友人・知人」42.9%、「町外の友人・知人」47.8%、「^{*}民生委員」2.5%、「社会福祉協議会」2.5%、「役場」5.6%となっており、「特にない」と答えた方が24.2%となっています。

今後の状況変化

- さらに都市化が進むと、近所の助け合いの意識はますます希薄になる可能性があります。しかし一方では、一人暮らし高齢者等が今後も増加すると予想され、近所での助け合いは必要不可欠になると考えられます。

課 題

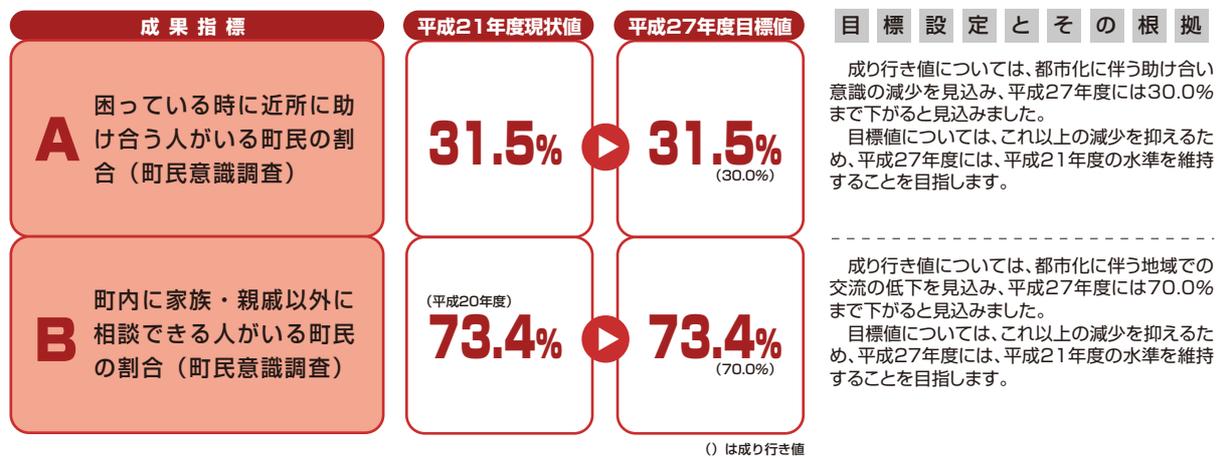
- 地域力のある^{*}コミュニティの充実
- ^{*}地域福祉活動の担い手の継続的な確保
- 地域福祉活動への参加促進



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、お互いが助け合うとともに、各団体に協力します。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●団体は、地域及び町と連携し、支援活動やさまざまなサービス提供を通じて地域福祉活動を推進します。 ●地域は、町民の助け合いができるような組織づくりを進めます。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、町民の助け合いができるような組織を支援し、協力します。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 新たな地域コミュニティについて、地域住民と町職員がともに考える制度の導入に合わせ、地域の一体感や人とのつながりなど、地域での助け合いを築く仕組みづくりを検討します。
- 地域福祉活動の担い手を継続的に確保するため、今後も社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、町内会等関係機関と連携を図ります。
- 町民が地域福祉活動に積極的に参加できるように情報提供を行います。

施策の目的

必要なときに安心して医療を受けられます



粕屋中南部休日診療所

現 状

- 本町は、福岡市に隣接し、県内でも、医療機関（病院・診療所、歯科医院）が多く、病院に受診しやすい環境が整っており、また、町内においても人口増加とともに医療機関も増え、診療科目も多様となってきました。町民意識調査でも、「病院を受診しやすい」と答えた方が71.4%と高くなっています。
- 粕屋中南部休日診療所を^{*}粕屋中南部6町で運営し、休日における急病患者の対応を行っています。
- 年々、国民健康保険の一人当たりの医療費が増えてきていますが、個人が払う保険税額は上げず、現状維持としているため、財政を圧迫しています。
- 粕屋地区（1市7町）の中で、平成20年度の^{*}国民健康保険税の徴収率は7番目です。
- 町民意識調査では、「休日・夜間や救急時の医療機関の情報を得られている」と答えた方は、74.9%と高くなっています。

今後の状況変化

- ^{*}医療保険制度の見直しが予測されます。
- ^{*}高齢化が進み、今後も町の^{*}医療給付費が増えることが見込まれます。
- 経済状況の悪化により、今後も国民健康保険の加入者が増え続け、また、納付状況が悪化することも予測され、町の国民健康保険財政のさらなる悪化が見込まれます。

課 題

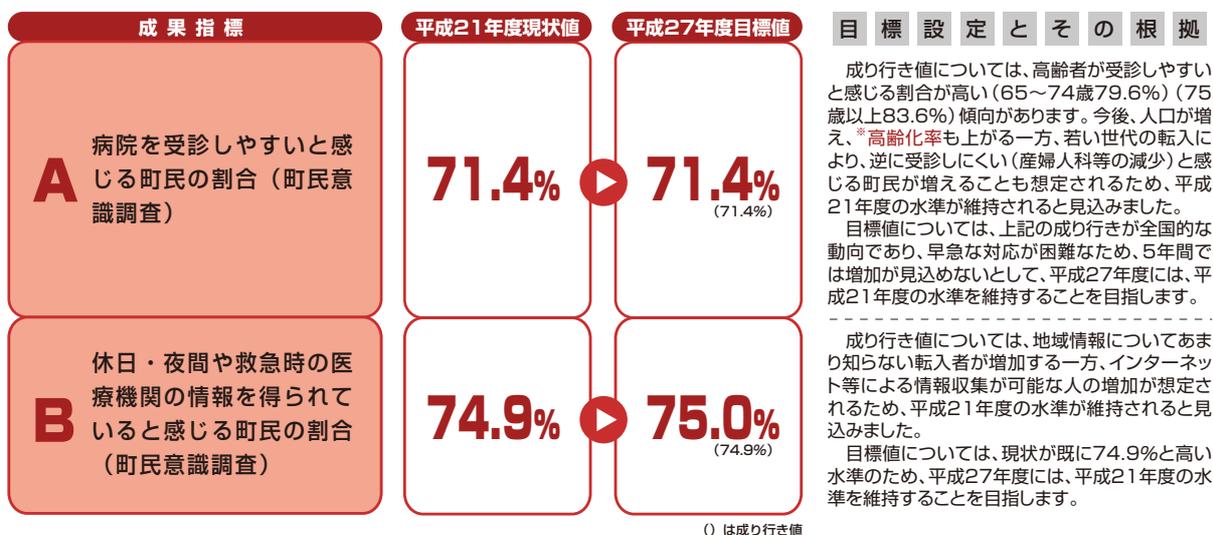
- 国民健康保険財政の健全化（徴収率の向上、医療費の適正化）



役割分担

 <p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、医療給付費の現状を認識し、適正な医療の受診を心掛けます。 ●町民は、健康保険の主旨である[*]相互扶助を理解し、国民健康保険税を納め、窓口での一部負担金を支払います。
 <p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関は、適正な医療を提供します。
 <p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、国民健康保険事業を健全に運営し、適切に医療費の給付を行います。また、その財政状況を町民に開示し、被保険者の理解を深めます。 ●町は、休日診療体制の情報提供に努めます。 ●[*]広域連合は、[*]後期高齢者医療保険を運営し、適切に医療費の給付を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 今後も必要なときに安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度を維持するために、病気の早期発見・早期治療と予防活動を推進し、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の徴収率向上を目指します。
- 本町は福岡市に隣接しているため、医療機関の情報については、糟屋地区内に捉われず、福岡都市圏まで含めた情報提供に努めていきます。

施策の目的

自然を大切にし、自然を保ちます



クリーンアップ宇美川

現 状

- 本町は、福岡市のベッドタウンとして人口が増加し、住宅都市として発展しており、自然が少ない町です。
- 緑地が少ないため、「*緑地保全林地区」の指定を行い、緑地の保全をしています。
- 町民により、町を縦断する二級河川宇美川の環境保全活動が行われています。
- 本町を含む1市5町で若杉山の一部を保有しており、植林活動が行われています。
- 大気は、近年の交通量の増加により、汚染が進んでいるものと思われます。

今後の状況変化

- 今後、人口が増加し、都市化が進み、交通量の増加が見込まれることから自然環境の保全は、より難しい状況になると考えられます。
- 自然保護に関心のある人たちが増えてきており、清掃活動など*自然環境保護活動を行う団体が増えていくと考えられます。

課 題

- 緑地保全林の維持
- 自然環境保護活動への参加促進



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、自然（大気・河川・池・山林・緑地・土壌）に悪影響を及ぼす行為（ごみの投棄等）を行わないようにし、自然保護のための活動に参加・協力します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、事業活動において、自然環境保全に関する法令（※水質汚濁防止法・※大気汚染防止法等）を遵守します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、大気汚染、水質保全の監視及び事業所等に対する啓発・助言を行います。 ●町は、緑地の保全に努めます。 ●町は、町民に対し、自然環境保護活動への参加を促進します。 ●県は、法令及び基準を遵守しない事業所等に対する指導・勧告を行います。 ●国・県・町は、広域での汚染防止に努めます。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 保全林及び緑地の面積</p>	1.67ha	1.67ha <small>(1.67 ha)</small>	<p>成り行き値・目標値については、今後、増減が見込まれないことから、平成27年度にも現在指定している緑地保全林地区の1.67haを維持することを目指します。</p>
<p>B 宇美川※水質基準達成率</p>	100%	100% <small>(100%)</small>	<p>成り行き値・目標値については、現在100%のため、平成27年度にも100%を維持することを目指します。</p>
<p>C 自然環境保護活動を行っていると感じた町民の割合（町民意識調査）</p>	14.4%	14.4% <small>(13.7%)</small>	<p>成り行き値については、社会的に自然環境保護に関心のある人たちが増えてきており、町内では活動場所が限られていること、また、居住年数が5年未満の町民では9割以上の方が自然環境保護活動を行っていないことや今後も転入者が増えることから、平成27年度には13.7%まで下がると見込みました。 目標値については、平成27年度には、町民に対する自然環境保護活動への参加促進を進めていくことで、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 緑地保全のために、緑地保全林地区の維持に努めます。
- 自然環境保護活動については、さらに町民・団体・地域の協力を得ながら、参加促進を図ります。

施策の目的

ごみを減量するとともに資源として再利用します



宇美志免リサイクルセンター「エコル」

現 状

- 本町では、平成21年度のごみ袋の価格改定及びプラスチック製容器包装類の分別収集の実施により、ごみの減量・^{*}リサイクル化に取り組んできました。結果として、町民一人あたりの1日のごみ（燃やせるごみ）の排出量は、平成20年度634g/人/日から平成21年度580g/人/日に減りました。しかし、一方ではごみの分別が完全には徹底されていないという現状もあります。（燃やせるごみにプラスチックが入っている等）
- 須恵町外2ヶ町清掃施設組合が建設した^{*}ごみ燃料化（RDF）施設クリーンパークわかすぎにおいて可燃ごみを固形化し処理しています。
- ^{*}宇美・志免リサイクルセンター エコルにおいて、不燃ごみを搬入し、選別・リサイクルを行っています。
- 資源回収については、新聞販売店等の自主回収が進み、各地域や団体で定着している資源回収の総量が減ってきています。
- 町民意識調査では「ごみ減量、リサイクルの取組みをしている」と答えた方の割合は、9割に達しています。なお、多くの町民が行っているものとしては、「マイバック」、「資源回収の活用」、「生ごみの水切り」が挙げられます。

今後の状況変化

- 人口増加に伴ない、ごみの全体量は増加していますが、一人1日当たりの燃えるごみの排出量は減少傾向にあり、今後、平成21年度に導入したプラスチック製容器包装類の分別収集の徹底が進むことで、その傾向は続くものと思われます。
- ^{*}家電リサイクル法の改正により対象品目が現在の5品目から拡大される可能性があります。
- 現在使用しているごみ燃料化（RDF）施設クリーンパークわかすぎの利用期限が平成29年に迫っており、燃やせるごみの処分体制の検討が必要となってきます。

課 題

- ごみ処理体制の確保
- ごみの減量化の^{*}3Rの徹底
- ごみ出しルールの徹底



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、ごみの減量と資源回収への意識を高く持ち、ごみの分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、ごみの減量と資源回収への意識を高く持ち、ごみの分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。 ●地域・団体は、ごみの分別・資源回収等の情報交換や啓発活動を行います。 ●地域・団体は、ごみの分別・資源回収を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、ごみの減量と資源の有効活用について、啓発活動を行い、地域や団体及び事業所の自主的活動を支援します。 ●町は、ごみ排出時の[*]受益者負担の適正化を図り、ごみの収集・リサイクルを適正に行います。 ●町は、資源回収の場を提供し、その情報提供を行います。 ●国は、メーカーと共に、資源リサイクルのための仕組みを構築し、リサイクル可能な体制をつくります。 ●県は、市町村と共に、県民に対するリサイクルの啓発活動を行ない、リサイクル可能な体制をつくります。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- ごみ燃料化（RDF）施設クリーンパークわかすぎの利用期限が平成29年までのため、それ以降のごみ処理体制の確保を検討していきます。
- ごみの減量化に向けては、継続的にごみ出しルール（分別）を徹底するとともに、広報や説明会により3Rを推進していきます。

施策の目的

省エネルギーに取り組むとともに
新エネルギーを活用します



風力と太陽光発電

現 状

- 本町では、^{*}志免町地球温暖化防止計画を策定し、公共施設の省エネルギーに取り組んでいます。
- ^{*}新エネルギーの導入については、町民、事業所の関心は高いものの、導入費用が負担となり、徐々にしか普及していない状況です。
- 中央小学校やシーメイトにおいて太陽光発電の設置や、公用車としてハイブリッド自動車を2台導入しました。
- 町民意識調査では、「^{*}省エネルギーに関して何らかの取組みをしている」と答えた方は、91.3%に達しています。なお、多くの町民が取り組んでいるものとしては、「照明や電化製品はこまめに電源を切っている」、「節水」、「暖房や冷房の温度設定」が挙げられます。
- 町民意識調査では、「何らかの新エネルギーを活用している」と答えた方は、12.3%にとどまっています。その主な内訳は、「太陽熱利用システム（太陽熱温水器等）」5.3%、「太陽光発電システム」4.2%、「クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド・電気自動車）」3.0%となっています。
- 県では、「^{*}環境家計簿」を各世帯でつけるよう働きかけるとともに優秀者に対する表彰を行っています。

今後の状況変化

- 省エネルギー型の電化製品や新エネルギーを使った自動車の開発が進み、利用拡大が期待されます。
- 今後も新エネルギーの開発（小型風力発電等）が進み、さまざまな利用が期待されます。

課 題

- 町民に対する新エネルギーへの理解・利用促進
- 公共施設における新エネルギーの導入



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、自主的に省エネルギーに取り組み、公共交通機関を移動手段として活用に努めます。 ●町民は、新エネルギーに関心を持ち、活用に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、自主的に省エネルギーに取り組み、公共交通機関を移動手段として活用に努めます。 ●事業所は、新エネルギーに関心を持ち、活用に努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、省エネルギー・新エネルギーの利用に関する意識啓発及び情報提供を行い、公共施設における新エネルギーの導入をしていきます。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 省エネルギーに取り組んでいる町民の割合（町民意識調査）</p>	91.3%	94.4% (91.3%)	<p>成り行き値については、現状値が既に高い水準のため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、平成27年度には地区別で高い水準にある東小学校区の94.4%を目指します。</p>
<p>B 省エネルギーに取り組んでいる事業所の割合</p>	未把握	未把握	<p>省エネルギーに取り組んでいる事業所の割合は、現在、事業所への調査は、未実施のため、今後、企業統計調査等の際に併せて把握します。</p>
<p>C 新エネルギーを活用している町民の割合（町民意識調査）</p>	12.3%	20.0% (15.3%)	<p>成り行き値については、クリーンエネルギー自動車の普及や太陽光発電システムの普及により、毎年0.5%向上するとし、平成27年度には15.3%まで向上すると見込みました。</p> <p>目標値については、新エネルギーの中でも、今後、拡大が予想されるクリーンエネルギー自動車の保有率を国が[※]地球温暖化防止の中期目標として、10年間で20%に設定しているため、それを参考に、平成27年度までの5年間で10%の保有率を目標とし、平成27年度には、全体として、20%を目指します。</p>
<p>D 新エネルギーを活用している事業所の割合</p>	未把握	未把握	<p>新エネルギーを活用している事業所の割合は、現在、事業所への調査は、未実施のため、今後、企業統計調査等の際に併せて把握します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 新エネルギーの理解・利用促進に向けて、広報やホームページをはじめとして情報提供に努めます。
- 公共施設における新エネルギーの活用について、施設の改修がある際に導入をしていきます。

施策の目的

犯罪被害にあわない、
犯罪をおこさせない環境づくりをします



現 状

- 本町の犯罪被害件数（※福岡県刑法犯市区町村別認知件数）は平成21年度947件であり、その内訳としては、窃盗犯（自転車盗、車上狙い、空き巣、オートバイ盗）が多い傾向にありますが、近隣市町も同様の傾向にあります。放火、強盗などの凶悪犯が、平成21年度には6件発生しましたが、放火が2件を占めます。また、コンビニエンスストアでの強盗被害も数件みられます。
- 町民意識調査では、「防犯に関する取組み」を2項目以上行っていると答えた方は63.7%、3項目以上31.8%で、地域によって差がありますが、年末や夏に行われる町民による防犯パトロールが活発で、警察に表彰された地域もあり、町民の防犯意識は高いと思われます。
- 町民意識調査では、防犯対策を「特に何もしていない」と答えた方は、居住地域別では、西小学校区14.4%に対し、他の地区は10%程度で、近年、転入者の多い西小学校区では、防犯対策を行っている方が他の地域と比べ、やや低い傾向が見られます。
- 福岡県の「※防災メールまもるくん」が整備され、携帯電話のメールから登録すれば事件情報を入手できるようになり、防犯に関する情報は入手しやすい環境が整っています。

今後の状況変化

- 人口が年々増加し、転入してくる方の地域の中でのつながりが希薄なため、泥棒や空き巣被害が増加傾向にあり、不審者や子ども・女性を狙う犯罪も増加する恐れがあります。
- 平成18年10月から防犯指導員を配置し、主に小学校区の通学路を中心に巡回しています。また、※見守り隊に高齢者等が参加され、防犯活動に参加されるボランティアは、今後も増加するものと見込まれます。
- ※青パトカーを現在3台を保有し、パトロール等に使用していますが、交番が町内1か所に減ったこともあり、今後重要性が増してくると見込まれます。
- 志免町※安全安心まちづくり条例が、平成22年4月から施行され、今後、※安全安心まちづくり推進協議会が設置される予定です。

課 題

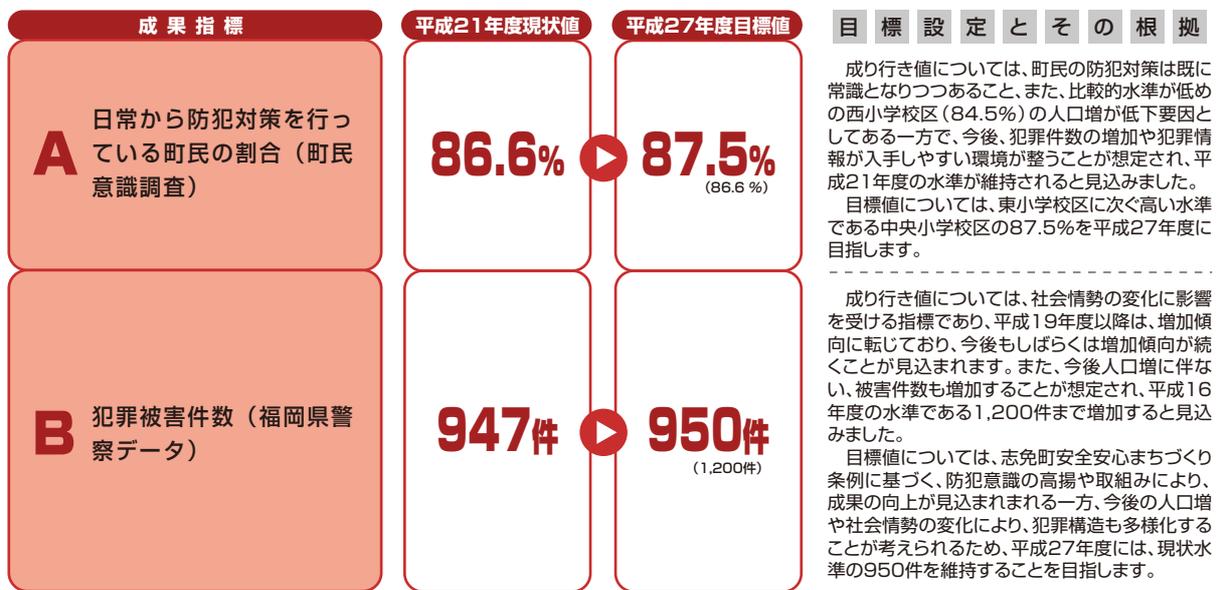
- 防犯活動に地域差があるため、特に新興住宅が多い地域の防犯体制の強化や、防犯活動への参加促進
- 高齢者が多い地域の町民や転入者に対する防犯意識の啓発推進
- 地域での防犯活動の中心となる人材の育成



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、防犯について理解を深め、自主的に日常生活の安全確保に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や事業所は、町民と協力して、地域における安全・安心まちづくりの推進に努めます。 ●事業所は、安全の確保を図るために、必要な措置を講じるとともに、町が実施する施策に協力します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、情報提供を行うとともに、犯罪が起こりにくい環境を整えます。 ●町は、町民等が、自主的な活動を行いやすい環境整備を図るとともに、地域における人材を育成します。 ●県(警察)は、町民、町と連携し、犯罪防止に努めるとともに、犯罪者の検挙を行います。

成果指標 (現状値と目標値設定)



() は成り行き値

施策の基本方針

- 防犯活動に地域間の格差があることから、自主的な地域防犯体制の強化や地域での防犯活動の中心となる人材の育成に努めます。
- 高齢者が多い地域の町民や転入者に対する防犯意識啓発を行います。

施策の目的

災害被害にあわない、災害に強いまちになります



地域消防模擬演習

現 状

- 本町で発生する災害としては、水害が多いという特徴があり、発生状況は年度によって差があります。また、台風の進路により、被害が左右され、近年はゲリラ豪雨が原因の内水による浸水がほとんどを占めます。
- 町民意識調査では、「住宅用火災警報器を設置している」と答えた世帯は、37.3%と高めで、マンションや新築の家屋の割合が高いことがその要因と思われます。一方で、非常袋の用意や水や食料の備蓄は低く、地震の想定をしている町民が少ないものと思われます。また、若い世代で準備を行っていない人の割合が高い傾向にあります。
- 宇美川の改修が進み、浸水箇所及び溢水箇所は減少したと思われます。また、改修工事を反映した^{*}ハザードマップを平成22年度に更新を行いました。
- 平成22年度に災害情報などのメール配信が充実し、^{*}国民保護法の関連で、有事の際の情報提供ができるように、防災行政無線の改修や親局の更新を行いました。

今後の状況変化

- ^{*}志免町地域防災計画が平成23年度以降、県のハザードマップの見直し結果を反映し、更新される予定です。また、要援護者に対する支援体制や方策が盛り込まれる予定です。
- 自主防災組織の拡大が推進され、防災意識の高揚が見込まれます。

課 題

- 防災意識の高揚
- 自主防災組織の結成
- 要援護者の避難支援体制の整備
- 情報伝達手段の拡充



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、災害に対する知識を深め、防災訓練に参加し、町の活動の中で行われる業務に協力します。 ●町民は、住宅用火災警報器の設置を行うなど、火災予防に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・団体・事業所は、災害・火災に対する知識を深め、防災訓練を通して、従業員の行動力を高め、防災組織及び自衛消防隊を結成するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●県及び町は、事前に危険箇所の把握をし、町民に情報提供を行い、災害に備えます。また、火災及び自然災害が発生した際は、迅速に対応し、防災関係機関との連携を行います。 ●町は、避難支援マニュアル等の作成・配布を通じた町民の意識啓発、自主防災組織の育成、※災害図上訓練の実施を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 日常から防災対策・準備をしている町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>68.1%</p>	<p>80.0% (74.0%)</p>	<p>成り行き値については、住宅用火災警報器の設置義務化により、新築の住宅に関しては設置が前提となり、毎年1%ずつ向上すると考え、74%と見込みました。 目標値については、世代別の集計結果で高い水準にある高齢者（65歳以上）の水準である80%を平成27年度に目指します。</p>
<p>B 被災（風水害・地震など）件数</p>	<p>237件</p>	<p>0件 (0件)</p>	<p>成り行き値・目標値については、大きな災害が起きなかった年の実績から0件を目指します。</p>
<p>C 火災の発生件数</p>	<p>11件</p>	<p>8件 (10件)</p>	<p>成り行き値については、過去の実績が10件程度で推移していることから、10件と見込みました。 目標値については、住宅用火災警報器の設置が進むことなどにより、初期消火ができることを期待し、平成27年度には、3件減の8件とします。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 町民自らの自己防衛が重要であり、町は防災意識の啓発に努めます。
- 町民・事業所との**※協働**での防災体制の構築（自主防災組織及び要援護者の避難支援体制）など災害への備えを強化します。
- 情報伝達手段については、平成22年度から防災行政無線のデジタル化に向けた整備に取り組んでおり、メールでの情報提供も併せて行うことにより、防災情報を得やすい環境を整えます。

施策の目的

交通事故にあわない、起こさないまちにします



現 状

- 本町の交通事故発生件数（※交通事故統計）は、全国的には減少傾向にある中、近年横ばい傾向で推移しており、糟屋地区では2番目に交通事故が多い町となっています。その要因としては、幅員が狭い道路が多いこと、交通量が多いことが挙げられます。
- 交通事故の傾向として、車種別では、普通四輪に次いで、自転車、バイク等が多く、車両対歩行者の事故が多いこと、交差点での事故が多いことが挙げられます。
- 70歳以上の免許保持者には3年ごとの更新時に「※高齢者講習」が必要になっています。

今後の状況変化

- ※高齢化に伴って、高齢者が事故にあう・起こすことが増えるものと考えられます。
- これまでも大型店舗の進出により、交通量が増加してきましたが、今後の開発により、さらに交通量の増加が見込まれます。

課 題

- 町民の交通安全意識の向上
- 見通しの悪い交差点における優先道路の表示やカーブミラーの設置
- 違法駐車を取り締まりと防止の啓発強化



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、交通ルールを守ります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体は、交通安全を推進します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、[*]交通安全協会との連携による街頭指導や交通安全教室を実施します。 ●町は、広報紙等を通じての交通安全の啓発活動を行います。 ●町は、交通安全施設(カーブミラー等)の整備に努めます。 ●県(警察、公安委員会)は、信号機や標識の整備及び規制、交通違反の取り締まり強化に努めます。

成果指標 (現状値と目標値設定)



施策の基本方針

- 事故原因として、特に自転車、バイク等の交通マナーの悪さが挙げられることから、二輪車利用者に交通安全意識向上のための啓発を行います。
- 交通安全施設等に関しては、標識等の整備に加え、表示方法を工夫することで、交通ルールを守る環境を整えます。
- 違法駐車対策を進め、交通事故の防止を図ります。

施策の目的

良好な住環境で生活できます



サイクリングロード

現 状

- 本町では、清潔で美しい地域づくりのため、一斉清掃や花づくり活動など、町民や事業所によるボランティア活動が活発に行われています。
- 町民意識調査では、住環境について町民が気になることとして、「ポイ捨て」と答えた方が56.8%、「騒音」が32.4%であり、「特にない」と答えた方は20.4%にとどまっています。なお、「ポイ捨て」については、福岡東環状線沿いが特に多く、町民に限らず道路利用者によるものと思われます。
- 騒音に関しては、バイクやトラックの走行時の音が原因となっているものと思われます。
- 「犬の糞」に関する苦情も多いことから、飼い主のマナーの問題に関連する要因が住環境に悪影響を与えているものと思われます。

今後の状況変化

- マンションや共同住宅が増えるなど近隣住民同士のつながりが希薄になることにより、一斉清掃などに参加する町民が少なくなると予想されます。

課 題

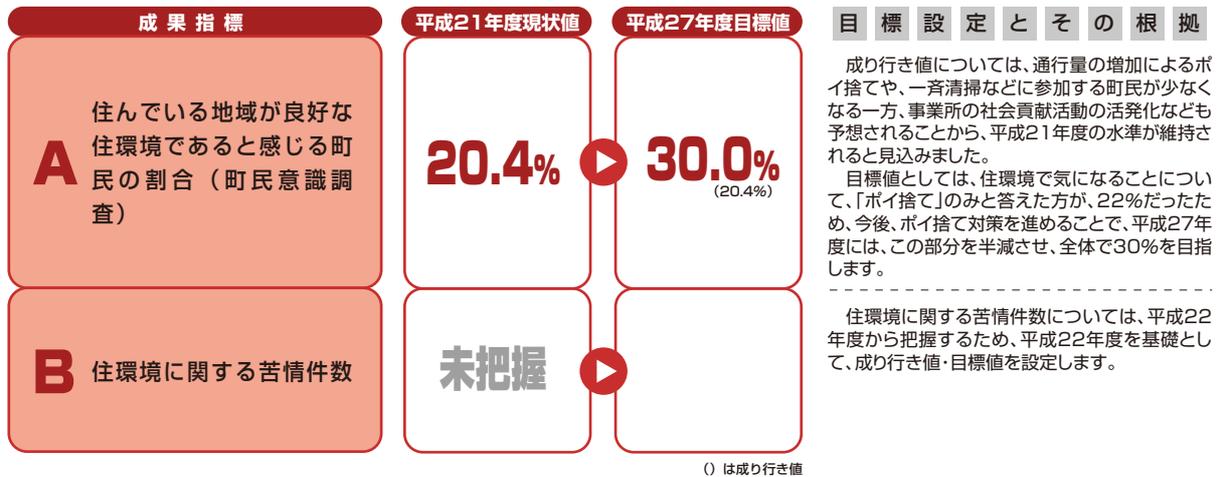
- 町民意識の向上（ポイ捨てや犬の糞の清掃などモラルの向上）
- 美化活動への町民参加の促進（一斉清掃や花づくり活動への参加）



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、良好な住環境を保全するため、不法投棄（ポイ捨て、犬の糞の未処理含む）をしない、騒音、振動、悪臭を発生させないなどの周囲の住環境に配慮した生活をします。 ●町民は、衛生的な環境を保全するため、一斉清掃などの美化活動を行います。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、衛生的な環境を保全するため一斉清掃などの美化活動を行います。 ●事業所は、良好な住環境を保全するため、不法投棄（ポイ捨て、犬の糞の未処理含む）をしない、騒音、振動、悪臭を発生させないなどの周囲の住環境に配慮します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、町民・事業所に対する住環境保全のための意識啓発を行います。 ●町は、国や県の指針に基づき、公害防止や衛生面などに配慮し、良好な住環境保全のための指導を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 啓発活動により、町民のモラル向上（ポイ捨て防止や犬の糞の清掃など）を図ります。
- 一斉清掃や花づくり活動への参加促進を図ります。

施策の目的

必要な生活基盤が整った中で暮らすことができます



県道福岡太宰府線

現 状

- 本町の生活基盤（水道・下水道・道路・水路・公園・広場等）については、ほぼ整備が完了しており、現状は、維持管理が中心となっています。
- 道路の整備については、幅員を広く、歩道が確保されるなどの町民ニーズに対応した道路の整備が必要であるが、用地の確保ができないことから現実的には難しいため、対応が十分にできていない箇所もあります。
- 公園については、町民意識調査では、「身近に利用出来る公園・広場があると感じる」と答えた方が65.9%と一定の水準は確保できています。しかし、用地取得ができず、人口増に対応できていない地域もあり、大きな公園を要望する町民や子どもが遊びやすい公園にして欲しいとのニーズもあります。
- 上下水道については、ほぼ整備・普及が完了し、水道水については、質的にも良い水準にあります。
- 水路については、大雨の際に水路から水が溢れることがあり、雨量に対応できないケースがあります。

今後の状況変化

- 生活基盤については、整備が完了しており、維持管理が中心となってきていますが、一方で老朽化した水道施設などの更新が今後増えてくるものと予想されます。
- 生活基盤における、新規の整備や更新する際には、防災面や安全面、環境面を考慮した整備（道路の透水性舗装等）の採用が増えてくるものと予想されます。

課 題

- 幅員が狭く、歩道が確保できていない道路の改良
- 水道水の安定供給及び下水道の機能確保を継続するための適切な維持管理及び改修の実施
- ^{*}内水対策として、流量に対して狭い水路の改修



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、生活基盤の使用目的を正しく理解し、適切に利用するとともに、町が行う整備・改良・維持管理等に協力します。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●事業所は、生活基盤の使用目的を正しく理解し、適切に利用するとともに、町が行う整備・改良・維持管理等に協力します。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、生活基盤の整備・改良を行うとともに適切に維持管理を行います。 ●県は、県道の整備及び維持管理を行います。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 飲み水として水道水を利用している（浄水器は除く）町民の割合（町民意識調査）</p>	24.0%	24.0% (22.9%)	<p>成り行き値については、増加が予想されるマンションなどの集合住宅には、当初から浄水器設置が常識となってきたことから、今後の人口増分が飲み水として、そのままの水道水を利用しないと想定し、平成27年度には22.9%まで下がると見込みました。</p> <p>目標値については、今後、さらに安全な水質であることを啓発していくことにより、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>B 下水道水洗化率</p>	92.2%	95.0% (92.6%)	<p>成り行き値については、今後の人口増分は、公共下水道の接続が想定されるため、平成27年度には、92.6%まで向上すると見込みました。</p> <p>目標値については、現状も高い水準である一方、今後も、さらに公共下水道への接続を啓発していくことで、平成27年度には95.0%を目指します。</p>
<p>C 町内の道路が安全で便利に通行できると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	40.7%	46.9% (40.7%)	<p>成り行き値については、大規模な道路の拡幅が見込まれないため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、平成27年度には、今後も県と連携し、道路の維持管理に努め、平成18～21年度の平均水準に戻すことを目指します。</p>
<p>D 身近に利用できる公園・広場があると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	65.9%	68.6% (65.9%)	<p>成り行き値については、今後は、公園用地の確保が難しく、公園の増設が見込まれないため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、子どものいない人の水準である68.6%を平成27年度に目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 町道の整備については、拡幅用地の確保が難しい状況ですが、町民の理解を得ながら随時進めていきます。
- 上下水道施設については、計画的に維持管理及び改修を行っていきます。
- 流量に対して狭い水路については、重点的に改修し、内水対策を行っていきます。

施策の目的

都市計画マスタープランに沿った土地利用がなされます



現 状

- 本町は、立地条件から開発のニーズが強い地域であり、現状は、^{*}市街化区域の中では用途地域に基づく利用を促進しており、^{*}市街化調整区域に関しては、平成21年度に策定した^{*}志免町都市計画マスタープランにおいて土地利用の基本方針を示しており、今後、計画に沿った土地利用を進めるべき段階にあります。
- 福岡市と隣接し、福岡市のベッドタウンとして市街化区域においては、急速な開発が進み、マンション・アパートが近年急増し、市街化区域の農地は、年々減少している状況にあります。また、市街化調整区域周辺では宅地化が進み、水田耕作も年々困難な状況となってきています。

今後の状況変化

- 大きな変化はなく、用途に沿った土地利用が行われていくと思われます。
- 今後も市街化区域のマンション・アパートの増加が見込まれます。

課 題

- 市街化調整区域における乱開発の抑止と基本方針に沿った開発の誘導
- 市街化区域における用途に沿った土地利用の促進



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、地域活動への参加をはじめ、地区計画や建築協定などのルールの締結とその遵守などにより、地域の環境の改善又は保全に主体的に関わります。 ●町民は、都市計画制度の理解と積極的な活用を図ります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等は、事業活動を通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、必要な情報を積極的に公開し、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築します。 ●企業等は、地域の構成員として、行政や住民との連携を図りながら、まちづくり活動への積極的な参加・協力をを行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、都市計画に係る各種計画の作成、地域地区や都市計画等の都市計画決定、都市基盤の整備などに行政でなければならない公平な立場で関係機関との連携を図りながら取り組みを担います。また、市街化区域の拡大等については、区域内の人口や産業等のバランスを調整しながら、将来フレームに基づいた計画変更を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 市街化調整区域内のマスタープランに沿った開発面積／市街化調整区域内の開発誘導面積</p>	0%	1.0% (0%)	<p>成り行き値については、今後も大規模な開発はなされないと想定され、平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、平成27年度までに10,000㎡規模の開発を1件誘導し、1.0%を目指します。</p>
<p>B 市街化調整区域内における誘導以外の開発面積</p>	0㎡	0㎡ (5,000㎡)	<p>成り行き値については、市街化調整区域における誘導以外の開発（小規模な開発）が年に1,000㎡の開発がされると想定し、5,000㎡と見込みました。 目標値については、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>C 市街化区域内の農地面積／市街化区域面積</p>	3.20%	2.36% (2.36%)	<p>成り行き値及び目標値については、過去の農地面積の推移から年に1haずつ開発が進むと想定し2.36%と見込みました。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 志免町都市計画マスタープランで掲げた「土地利用の基本方針」に基づき、個人、企業による土地利用を促進します。
 - ・既成市街地における土地利用更新に対応した適正な土地利用の誘導
 - ・土地利用ニーズに対応した良好な市街地の形成
 - ・商業及び工業用地の維持・確保と産業立地の促進

施策の目的

必要なまちの情報を誰もが入手できます
町民の意見をまちづくりに反映します



広報しめ

現 状

- 本町では、町広報紙を月に1度発行し、全戸配布をしています。また、ホームページを開設し、さまざまな情報を積極的に提供しています。
- 町民意識調査では、「必要とするまちの情報が入手できている」と答えた方は、69.4%となっています。年代別では、40歳代（75.6%）と65歳以上（65～74歳 76.1%、75歳以上 72.8%）の方が高い傾向にありますが、高齢者に対しては、各事業の対象者に直接お知らせする機会が多いことが背景にあるものと思われます。
- 町民意識調査では、「まちづくりに町民の意見が反映されている」と答えた方は、現状は26.8%で、「わからない」と答えた方は40.4%です。このことから、まだ町民に意見反映の仕組みが十分に伝わっていないと思われます。また、町民からは、**※パブリックコメント**や**※意見箱**等にあまり意見が寄せられていない現状です。
- 事業所の情報提供については、現在、広報紙を送付しています。広報紙への広告掲載の希望や問い合わせがあることから、情報入手の手段として活用されていると思われます。

今後の状況変化

- 全国的な傾向として、パソコンや携帯電話の保有率も高く、まちのホームページへのアクセス件数は、年々増加傾向にあり、今後も増えていくことが考えられます。
- 平成22年度に町のホームページを他町と共同でリニューアルしました。これにより、よりわかりやすい情報提供が可能となります。
- ※住民参画条例**を制定し、町民の意見をまちづくりに反映しやすい環境が整います。

課 題

- 町民の意見を収集・反映する機会や仕組みの充実
- 情報発信に関する人材育成（わかりやすいホームページ作成ノウハウの習得等）



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、町が発信する行政情報に関心を持ち、自主的に入手するとともに、意見・要望を行政に伝えます。 ●町民は、身近な地域に関心を持ちます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、町が発信する行政情報に関心を持ち、自主的に入手するとともに、意見・要望を行政に伝えます。 ●地域は、地域住民の実態や要望をとりまとめ行政に伝えます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、情報環境を整備し、積極的な行政情報の提供に努めます。 ●町は、町民の意見・要望を積極的に収集し、行政運営に役立てます。 ●町は、保有する情報の管理と適正な活用を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 必要とするまちの情報が入手できていると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	69.4%	71.4% (69.4%)	<p>成り行き値については、広報紙を全戸に配布できているため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現状でもほぼ7割の方が入手できていると感じており、1割の方がわからないという状況であるため、平成27年度には、現在情報が入手できていない2割の方の1割である2%向上の71.4%を目指します。</p>
<p>B まちづくりに町民の意見が反映されていると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	26.8%	30.0% (26.8%)	<p>成り行き値については、居住年数5年未満の町民の水準が低い中、今後も転入者が増える予想されるが、積極的にまちづくりについての情報提供を行っているため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現状でわからないと回答した方が約4割であり、それ以外の5割がそう思うようになるよう、平成27年度に30%を目指します。</p>
<p>C 広報紙を入手している事業所の割合</p>	63.9%	63.9% (63.9%)	<p>成り行き値については過去の事業所数の推移から平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現在も送付を希望する事業所への対応を行っており、今後も同様の対応により、平成27年度にも現在の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 町民の意見を収集する機会や仕組みについては、町民と直接対話できるよう、新規事業の実施や新規計画策定にあたっての情報提供を継続的に実施します。
- 情報発信に関する人材育成については、わかりやすいホームページ・広報作成ノウハウの習得や説明能力の向上に向けた研修を充実させます。

施策の目的

協働のまちづくり意識を高め、
協働しやすい環境を整えます



総合計画研究会

現 状

- 本町では、^{*}協働で行われている事務事業（花づくり事業等）の数は年々増加してきており、^{*}まちづくり支援室を設置するなど、^{*}志免町協働推進実行計画に基づく活動が行われています。
- 町民意識調査では、「まちづくりに^{*}参画したい」と答えた方が29.1%となっています。その内、年代別では30歳代の若い層が35%と高めで、居住地域別では比較的居住年数の長い町民が多い南小学校区が35.8%と他の地域より高い傾向が見られます。
- 実際に協働事業に参画している町民は、平日の日中に行われる事業が多いため、高齢者の方の参加が多い現状

今後の状況変化

- 現在は、町民自らが、まちづくりに参画することが重要となってきています。今後はさらに、町民と行政が協働してまちづくりを行っていく必要があることから、^{*}住民参画条例の制定を平成23年度までに行う予定です。
- 平成19年度に「^{*}協働のまちづくり指針」、平成20年度に「志免町協働推進実行計画」を策定しました。計画期間は平成20～24年度であり、指針で掲げている5つの重点項目（意識改革・情報の共有化・環境の整備・人材育成・機会の拡大）を具体化した活動が予定されています。
- 今後、地域^{*}コミュニティの見直しに合わせて、町職員が担当コミュニティの問題解決を地域住民とともに考える、地域担当制導入の検討が進められます。

課 題

- 地区別課題（^{*}高齢化等）の解決に向けた新たな地域コミュニティとの連携
- 若い世代に対する参画の働きかけと機会の拡充
- 町職員の意識改革（町民とのコミュニケーション能力の向上）
- 町内における活動団体の情報収集及びネットワークの構築
- 活動団体のリーダーの養成



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、自主的に地域の問題、課題に行政と対等な立場で関わり、解決を図ります。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域、各種団体は、自主的に地域の問題、課題に行政と対等な立場で関わり、解決を図ります。 ●事業所は、事業活動以外にも地域における社会貢献活動を行います。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、町民、地域等に働きかけ、協働に関する情報の提供、活動環境・推進体制の整備と活動支援を行います。また、町民や事業所に対して、意識啓発及び人材育成を行います。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



() は成り行き値

施策の基本方針

- 地区別の課題（高齢化等）の解決に向けた新たな地域コミュニティが構築される中で、協働のあり方を町民・地域とともに考えていきます。
- 若い世代に対する参画への働きかけと機会の拡充を行い、夜間や休日など参加しやすい時間帯に事業や会議を実施します。
- 町職員の意識改革を行うために、コミュニケーション・※ファシリテーション能力が向上するような研修を実施します。
- まちづくり支援室において、町内における活動団体の情報収集及びネットワークの構築を図ります。
- 協働を担うリーダーを養成するための講座を実施します。

施策の目的

財政を安定させ、健全な財政運営を図ります



現 状

- 本町の財政状況は、財政上の指標としては健全な水準といえます。しかし今後は、児童生徒の急増による小中学校の増築、またこれまで整備してきた[※]公共インフラの改修・更新、医療費の増加が想定されることから、将来的な財政需要の増加が予想されます。一方で、歳入に関しては、人口は増加するものの、現在の経済状況では、それに対応した税の増収は期待できない状況にあります。また、国民健康保険税の徴収率は、県内でも低い水準にあり、今後向上することが急務となっています。

今後の状況変化

- 景気の低迷や少子高齢化の進展など、地方公共団体を取り巻く財政状況は、厳しい状況が続くものと予想されます。
- 平成20年に[※]財政健全化法が施行され、[※]将来負担比率（健全化判断比率）や[※]実質公債費比率など、[※]第3セクターなども含む新たな財政健全化の判断指標が設定されました。今後は、それらの指標に基づく財政運営が求められ、[※]特別会計を含めた全体的な町財政の健全化が必要となります。
- 国が目指している[※]地域主権が進むことで、地方自治体への[※]権限移譲が進み、歳入・歳出面での自治体の裁量が拡大するものと考えられます。

課 題

- 徴収率の向上（収納体制の強化、収納の利便性の向上）
- 税金以外の歳入の確保（広告料収入、未利用資産の売却等）
- [※]受益者負担（利用料等の減免を含む）の見直し
- [※]経常経費の削減（経常経費見直しのための歳出構造の改善）



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、納税の義務を果たし、町の財政状況に関心を持ちます。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●事業所は、納税の義務を果たし、町の財政状況に関心を持ちます。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、行政サービスの受益と負担の関係の見直し等を行い、歳入を確保します。また、将来展望と経営方針に沿い、歳入に見合った歳出となるよう予算を編成し、適切に執行します。そして、町の財政についてのさまざまな情報を、積極的にわかりやすく公開します。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
A 将来負担比率（健全化判断比率）	58.5%	54.0% (54.0%)	成り行き値・目標値については、町の財政計画に基づき、平成27年度に54%を目指します。
B 実質公債費比率	9.7%	7.7% (7.7%)	成り行き値・目標値については、町の財政計画に基づき、平成27年度に7.7%を目指します。
C * 経常収支比率	88.2%	86.0% (88.2%)	成り行き値については、平成21年度の水準が今後も続く見込みです。 目標値については、類似団体平均値を下回る水準として、平成27年度に86%を目指します。
D * 財政調整基金残高	1,770,599 千円	1,770,000 千円 (1,770,000千円)	成り行き値・目標値については、平成27年度に現状の残高を堅持することを目指します。

() は成り行き値

施策の基本方針

- 徴収率の向上については、*機構改革にあわせて、収納組織体制を見直すとともに、滞納処分については、差押えや搜索など県と連携した収納対策の強化を図ります。また、納付方法の多様化による利便性の向上を図ります。
- 税金以外の歳入の確保については、広報紙やホームページ等での広告料収入の拡大や未利用資産の売却を積極的に進めます。
- 受益者負担の見直しについては、公共サービスを利用する人とならない人との公平性や公共性等を考慮した基準による、減免及び受益者負担額の見直しを行います。
- 経常経費の削減については、*施策別総枠配分予算編成を継続して行い、歳出構造の改善を図ります。

施策の目的

効率的・効果的な行政運営を行います
満足できる行政サービスが受けられます



現 状

- 本町では、^{*}志免町行政再構築プラン（平成17～21年度）で114項目の目標を掲げ、町をあげて行政運営の効率化を進めてきました。その内、目標を達成できたのは、68項目（59.7%）でした。
- 平成17年度に^{*}行政評価システムを導入し、^{*}事務事業評価による事務事業の改善を進めてきました。平成21年度に改善が行われた事務事業数は145事務事業（73.2%）であり、Plan（計画）-Do（実施）-See（評価）のマネジメントサイクルの実践を基本とした効率的・効果的な行政運営を目指した取組みを行なっています。
- 町民意識調査では、行政サービスに対する町民の満足度は65.6%であり、年々向上しています。世代別にみると、高齢者が高い傾向にあります。
- 組織体制の面では、平成17年度から^{*}定員適正化計画に基づいて職員数を減らしてきており、近隣市町と比較して、少ない人員で行政サービスを提供しています。

今後の状況変化

- 今後、さらに^{*}地方分権が進むことにより、町の仕事が増えることが予想されます。
- 市内の電算システムが平成22年度に更新され、業務の効率化が進むことが期待されます。
- 今後広域で取組む業務が拡大することによって、町の組織体制や業務のスリム化が進むものと思われます。
- さらなる住民サービスの向上を目指し、まちの政策・施策に合わせた組織・体制づくりを行います。

課 題

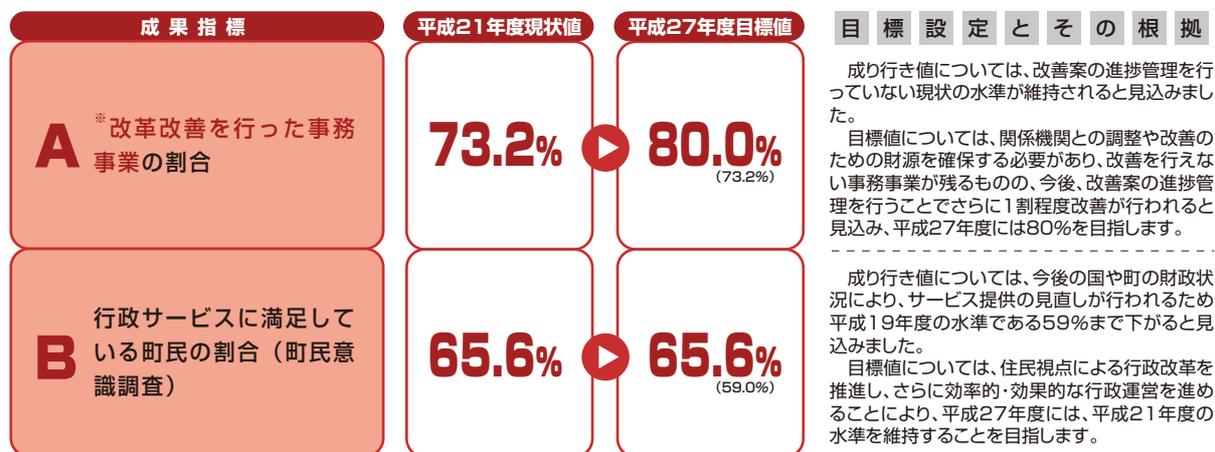
- 広域連携による効率化の推進（消防・窓口サービス・収納業務等）
- 民営化・民間委託の推進（保育園、施設運営管理等）
- 第三者によるチェック機能の強化（外部監査、外部評価、町民^{*}参画による計画の進行管理等）



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、行政運営が効率的・効果的に行われているかに関心を持ち、客観的な立場で評価します。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、住民視点による行政改革を推進し、さらに効率的・効果的な行政運営を進めます。また、目的・目標の達成のために、計画的に施策を展開し、事務事業を実施します。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



() は成り行き値

施策の基本方針

- 広域連携の推進により、効率化を図ります。
- 町立保育園やその他の施設運営管理については、民営化・民間委託を検討します。
- 第三者によるチェック機能を充実させ、町民参画による各種計画の進行管理が行える体制を整えます。
- 外部監査の導入等により監査体制を充実させ、監査機能の強化を図ります。

施策の目的

町民ニーズを的確に捉え、
業務を遂行する質の高い職員になることを目指します



接遇研修

現 状

- 町民意識調査では、「職員の対応に満足している」と答えた方が、平成21年度も79.9%で、特に高齢者の満足度が高い傾向にあります。また、人材育成に関する計画や制度の整備を進めています。職員意識調査では、「自分の能力が業務に十分発揮できている」と答えた職員が74.6%と、平成20年度と比較して8.7%向上しました。
- メンタル面の不調を訴える職員が増えてきているため、産業医の相談やメンタルヘルスセミナーを開催するなどの取り組みを行っています。

今後の状況変化

- 職員の資質や能力を最大限に発揮させるため、平成20年度に策定した[※]志免町人材育成基本方針に基づき、[※]人事評価制度の構築を行っていきます。当面は人材育成に重点を置き、将来的に処遇への反映を予定しています。
- 職員の25%を占める昭和25～30年生まれの職員が退職期を迎えるため、次世代の管理職育成（マネジメント能力の向上）が必要となってきます。

課 題

- 人事評価制度の精度向上と定着化
- 大量退職期に備えた中堅職員の能力開発
- [※]OJT（オンザジョブトレーニング）の充実に向けた内部講師の養成
- メンタル面で不調をきたした職員への対応



役割分担

 行政 <small>(町がやるべきこと)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、職員の資質や能力を最大限に引き出すとともに、効率的・効果的な行政運営を支える人材の育成を行います。 ●町は、働きやすい職場環境づくりに取組みます。
---	--

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
A 職員の対応に満足している町民の割合（町民意識調査）	79.9%	85.0% <small>(79.9%)</small>	成り行き値については、現状値が、既に8割程度に達しているため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、毎年1%向上させ、平成27年度には85%を目指します。
B 自分の能力が業務に十分発揮できていると思っている職員の割合（職員意識調査）	平成20年度 74.6%	79.0% <small>(74.6%)</small>	成り行き値については、平成20年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、毎年1%向上させ、平成27年度には79%を目指します。
C 個人目標を達成した職員の割合	未把握	▶	成り行き値・目標値については、人事評価制度本格導入後に実績把握の上、目標設定を行います。
D 能力発揮がなされた職員の割合	未把握	▶	成り行き値・目標値については、人事評価制度本格導入後に実績把握の上、目標設定を行います。

() は成り行き値

施策の基本方針

- 人事評価制度の試行によりその精度を向上させ、平成24年度に全職員を対象とした本格導入を目指します。
- 大量退職期に備え、職員が能力開発の機会に積極的に参加できる職場環境を整え、研修の機会を確保します。
- OJT（オンザジョブトレーニング）の充実に向けては、人事評価制度の構築とあわせて制度化を行い、業務遂行能力が高い職員を内部講師とし、高いスキルを習得していきます。
- メンタル面で不調をきたした職員への対応については、業務量把握等に基づく適正な人事配置を行うとともに、産業医との連携による相談体制の充実を図ります。

